

中国におけるワイン産地規制： 寧夏のワイン産地保護条例に関連して

毛 桂 榮（明治学院大学）

目 次

1. 中国ワインの歴史と規制の現状（概要）
2. 中国におけるワイン生産の政府規制（地理的表示）
3. 寧夏自治区における産地保護条例の規制
4. 産地を巡る政府、生産者と消費者
5. 展望

本稿は、中国におけるワインの政府規制を検討し、特に地方政府である寧夏自治区の産地保護条例を事例に中国のワイン産地規制・保護の現状を分析するものである。

ワインは、農産物や食品の中で最も厳格に規律される商品とされ、葡萄の生産からワインの消費までに様々な法制度が存在するが、国際的な流れとしては、ワインの定義、原産地表示、そしてラベル表示のルールが最低限必要とされている⁽¹⁾。本稿は、中国におけるワイン規制、とりわけワイン産地規制に関わるワイン産地の「地理的表示」、ワイン産地の保護を中心に分析する。行政学者として、ワインを巡る法制度、政府の規制の問題に関心があるため、政府とワイン市場との関係に焦点を絞って、ワイン産地（ワインの地理的表示）の問題を中国のケースに則して分析する。

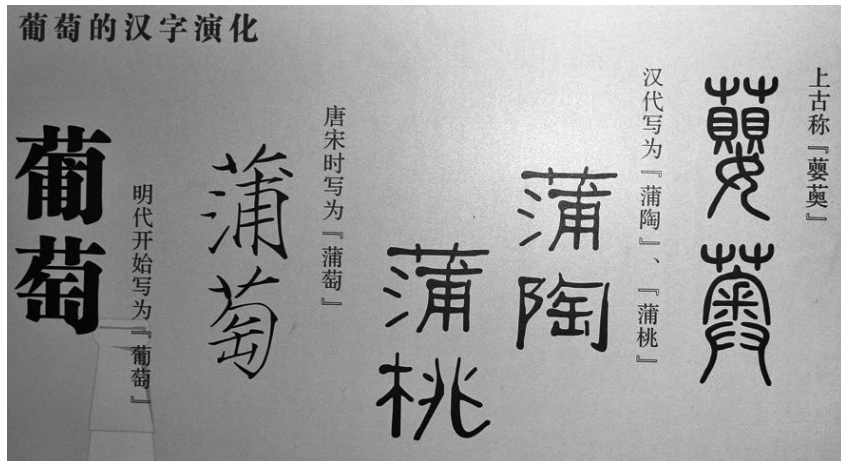
中国のワインに関する規制が多いが、本稿では特に産地保護規制を中心として、中国では初めてのワイン産地保護条例を制定した寧夏のケースを取り上げて、ワインの産地保護のあり方を検討する。以下、まず中国におけるワインの

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して
歴史、現状を大まかに紹介し、その上でワインに関する政府規制（品質、商標、
産地）を概観的に整理し、さらに中国ワインの産地規制を、とくに寧夏の地方
条例を中心に分析していく。

1. 中国ワインの歴史と規制の現状（概要）

中国におけるワインの歴史はかなり古い。漢の時代に「蒲陶」等と表示され、
変遷を経て明の時代に「葡萄」になったとされている（資料1を参照）。研究に
よれば、「葡萄酒」に関しては司馬遷の『史記』にすでに登場していた。考古
学の研究でも漢の時代に「葡萄」を栽培し、「葡萄酒」を醸造したとされてい
る⁽²⁾。これらの記録や検証からは、ワイン（葡萄酒）は、シルクロードを經由
して中国に入り、それらの地域で飲用されたと推測される。また、ワイン（葡
萄酒）は文学作品にまで登場していたことから、とくに唐の時代にかなり流通・
消費されていたと思われる。多くの中国人が「葡萄美酒夜光杯」の詩句を覚え

資料 1 漢字「葡萄」の変化



出典：張裕酒文化博物館の展示（撮影：毛，2016年8月）

資料 2 王翰・涼州詞

中国語	日本語
葡萄美酒夜光杯 欲飲琵琶馬上催 醉臥沙場君莫笑 古來征戰幾人回	葡萄の美酒 夜光の杯 飲まんと欲すれば琵琶 馬上に催す 酔うて沙場に臥す 君笑うこと莫かれ 古來 征戰 幾人が回る
注記：(1) 涼州は西域の都市（国境防衛の要塞），現在の甘肅省武威市。 (2) 著者の王翰は，唐の詩人で687～726年，山西省の出身。	

るが、そこで登場する「葡萄美酒」はワインのことで、西域の地である「涼州」産の最高級の葡萄酒とされている（資料2）。しかし、総じて「葡萄酒」には、異国的、西域的、辺境的のイメージ（シルクロードの酒）があり、これらの葡萄酒の歴史をもって近現代ワイン（葡萄酒）への流れを語ることは困難であろう。中国の飲酒文化の中で、ワイン（葡萄酒）は、主たる位置がなく、言わばマイナーな存在であったと言える⁽³⁾。この点に関しては、今日でも同様に言えるかもしれない。

中国ワインの歴史において、新たなページを開いたのは、「張裕葡萄酒」である。東南アジアで財を成した華僑である張弼士氏が、山東省の煙台で「張裕葡萄酒醸酒公司」を設立して、フランスなどから葡萄の苗木を導入しワイン造りを始めた。1892年のことである。その後の苦難な歴史は、現在、山東省の煙台市にある「張裕酒文化博物館」で辿ることができる。現在、中国で一番知られているのが、この張裕ワインである。資料3は、張裕ワインの商標と、よく飲まれる「張裕赤霞珠（カベルネ・ソーヴィニヨン）辛口ワイン」のラベルであり、その裏ラベルでは1892年に張氏によりワイン醸造が導入された歴史が紹介されている。この誇らしい歴史は、実は多くの張裕ワインの裏ラベルに記入されており、また「1892」の記載はコルクでも見ることができる（資料3を参照）。ちなみに、「張裕」のローマ字は、現在の標準語である「ZHANGYU」ではなく、「CHANGYU」に維持されており、そのCYのデザインも継承されている。

資料 3 張裕ワインの商標、コルクとラベル



近代以後の中国では、張裕ワインのほか、いくつかのワイン生産会社があり、中華人民共和国が成立してからも継続するが（通化葡萄酒，民権葡萄酒など），ワイン生産と消費が飛躍するのは，改革開放政策が実施されてからである。例えば，大手のワインメーカーとして中国食糧集団（国有企業）が持つ「長城葡萄酒」は，1980年代に成長したものである。「長城」というブランド名は，元々小さいワイン会社である「民権葡萄酒」のものであったが，中国食糧集団が現在「長城」の商標を有している。「長城葡萄酒」の本部は，北京郊外の（河北省）「沙城」という地方に1983年に設立されており，その「沙城」というワイン産地は，フランスのワイン産地であるボルドーに近い北緯40度あたりに位置する場所で，「中国ワインの郷」と宣伝されている。同じく大手のワインメーカーとして，天津にある王朝（ダイナスティ）ワインは，1980年にフランスとの合弁企業（正式的には「合營」と表記される）として設立された。張裕ワイン，長城ワイン，王朝ワインは，中国ワイン市場の最大手である⁽⁴⁾。

現在，山東省煙台のほか，北京北にある河北省の沙城，後述する寧夏，また

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

シルクロードにある地域，特に新疆のトルファン（吐魯番）の葡萄及び葡萄酒の産地が有名である（資料4を参照）⁽⁵⁾。また中国のワイン用の葡萄品種としては「赤霞珠」（カベルネ・ソーヴィニヨン），蛇龍珠（カルメネール）がよく見かけ，広く飲まれている（資料5を参照）⁽⁶⁾。さらにワインの種類としては，赤ワインがほとんどで，一般的にワイン（葡萄酒）のことを「紅酒」（赤ワイン）と言っている。（張裕の）「干紅葡萄酒」（資料3）は，すなわち「辛口赤ワイン」を意味する。

さて，改革開放政策の実施により，中国ではワインの生産と消費が飛躍的に成長し，WTOの加盟により輸入ワインも急増した。現在，輸入ワインは大きな市場を占めている。

改革開放以後のワイン産業の発展に関しては，中国で初めてワイン学部（葡萄酒学院）を創設した西安にある西北農林科学技術大学の李華（現在，名誉院長）

資料 4 中国のワイン産地



出典：張裕酒文化博物館の展示（撮影：毛，2016年8月）

資料 5 中国でよく見かけるワインの品種名

中国語（日本語漢字）	欧文表示	日本語
赤霞珠	Cabernet Sauvignon	カベルネ・ソーヴィニヨン
蛇龍珠	Cabernet Gernischt	カルメネール
品麗珠	Cabernet Franc	カベルネ・フラン
黒品楽・黒比諾	Pinot Noir	ピノ・ノワール
佳麗釀	Carignan	カリニャン
梅鹿・美楽・梅洛	Merlot	メルロ
席拉・西拉	Syrah/Shiraz	シラー
霞多麗	Chardonnay	シャルドネ
雷司令	Riesling	リースリング
長相思	Sauvignon Blanc	ソーヴィニヨン・ブラン
白詩南・白謝寧	Chenin Blanc	シュナン・ブラン

は、その著書でワイン生産量の変遷を基本に4つの次期に分けて分析している。第1期は1978年から1984年である。この時期は生産が増加し始め、国内のワイン生産量は年間10万-20万トン程度であった。第2期は1985年から1993年である。生産量は20万トンを超えるが、葡萄原液5割以下（水などを添加）のワインがほとんどであり、1989年前後、企業の大量倒産も経験した時期である。第3期は1994年から2000年である。この時期は、ワイン生産量は、20万トンから30万トンの間で往復し、ワイン生産においては葡萄原液（葡萄果汁）5割以上を規定し、やがて水などの追加を禁止するように転換する時期である。第4期は、2001年以後、ワインの生産が高速成長する時期で、2004年に年間生産量は36万トン以上に、また2007年度では66万トンを超えるほど成長してきた⁽⁷⁾。この分析は、ワイン生産量を中心に検討しているが、ワイン品質の問題も視野に入れていると言える。

ここでは、ワイン生産への国家規制に着目し（資料6を参照）、1980年代、

資料6 中国におけるワイン国家規制の変遷

時代区分	基準・規定など	制定と廃止	概要	説明
(1) 基準試行の時代	葡萄酒及びその試験方法 GB921-1984	制定 1984 年、実施 1989 年 4 月。1994 年廃止	軽工業部(当時)が制定	初めての試み。ワイン生産企業への誘導政策
(2) 複数基準の併存・強化の時代へ	ワイン国家標準 GB/T15037-1994	1994 年。国際標準に合わせる。2008 年廃止	推奨的国家標準	ワインの品質向上を標準化の政策で誘導
	「半汁葡萄酒」 (葡萄酒原液の最低基準) QB1980-1994	1994 年実施。2003 年 3 月に正式に廃止。同 5 月に生産停止。流通は 2004 年 6 月まで	業界基準：葡萄酒原液(汁)を 50% 以上に要求する。業界の基準	実施 6 年後、2000 年に否定：2000 (454) 通達で指示。経過措置 3 年を経て生産停止。約 9 年間。
	山葡萄酒 QB/T1982-1994	山葡萄酒の醸造・生産	1995 年実施 (軽工業部制定)	推奨標準
	原産地域産品保護規定	1999 年実施(2005 年廃止)	(1994 年商標法も保護)	「原産地」保護、後に「地理的表示」に変更
	飲料酒包装ラベル通則 GB10344-1989	1989 年実施。2005 年廃止、GB10344-2005 へ	飲料酒包装ラベル国家標準	強制標準
(3) 統一基準化・厳格化の時代	「葡萄酒」国家標準 GB15037-2006	ワインの国家標準(定義など)、2006 年公表	GB15037-1994 に代わる	強制標準 (OIV の規定 2003 版を参照)
	葡萄酒・果実酒通用試験方法 GB15038-2006	同上、2006 年公表	ワインなど理化学検査のルール	強制標準
	GB/T27586-2011 山葡萄酒	2011 年 12 月公表、2012 年 6 月実施	「中国葡萄酒醸造技術規範」の付属文書「山葡萄酒醸造技術規範」でも規制	推奨的標準
	発酵酒衛生標準 GB2758-2012	2005 年版を修正、2012 年版。	国家標準、発酵酒の衛生ルール	強制標準

葡萄酒工場衛生規範 GB12696-1990	(GB12696-2016へ移行準備)	国家標準、ワイン生産工場の規制	強制標準
飲料酒ラベル標準 GB10344-2005	2005年9月公表、2006年10月実施	包装ラベルの国家標準	同GB10344-1989に代わる標準・一部を除き、強制の標準
食品包装ラベル通則 GB7718-2011	(旧：1987, 1994, 2004) 2011年公表、2012年4月実施	食品安全国家標準 強制標準	中国衛生部(厚生省)の制定
地理的表示産品保護規定	2005年7月実施	産地保護制度(2001年商標法も改正・強化)	「原産地」保護に代わる制度
中国葡萄酒醸造技術規範	2002年11月公表、2003年1月実施	ワイン醸酒法の規制	付属文書にて山葡萄酒も規定
食品生産許可審査通則	2003年7月	現在2010版	食品品質認証実施細則：酒類等級分類評価も規定
葡萄酒・果実酒生産許可書審査細則	2005年1月実施	食品生産許可審査通則の細則	品質総局制定
酒類商品卸売り経営管理規定、酒類小売経営管理規範	2005年7月実施	アルコール卸売り、小売りへの規制	商務部制定
酒類流通管理規則	2006年1月実施	アルコール流通規制	酒類の流通を追跡可能にする制度
葡萄酒行業準入条件 (ワイン業参入規制)	2012年6月公表、同7月実施	ワイン生産企業や酒庄の生産能力を設定	情報産業部制定

資料：『中国葡萄酒文化』38頁以下、『中国葡萄酒』131頁以下、関係資料を参考して整理。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

1990年代、2000年代に分けて分析していく⁽⁸⁾。

まず1980年代では、ワインの生産を巡ってほとんど規制のない時期であり、1984年に国務院の軽工業部が「葡萄酒及びその試験方法」という規定を制定したが、実際に実施されたのは1989年になってからである。この規定は、強制ではなく、実際の効果が限定的であったとされている。やがて、それは1994年に正式に廃止され、後述するワイン国家標準に取って代わられた。1980年代後半、葡萄原液（葡萄果汁）に、水や香料など添加物を加えてワインを生産することがかなり一般的であった⁽⁹⁾。ちなみに、1987年に、酒醸造の政策方針として四つの転換を打ち出していた。すなわち、アルコール度数の高い酒から低い酒へ、醸造方法として蒸留酒から発酵酒醸造酒へ、低品質が多い酒（普通酒）から高品質・優質の酒へ、（穀物）食糧酒からワインなどの果実酒への転換が長期的政策方針として提示されていた⁽¹⁰⁾。この政策方針は、ワイン・葡萄酒の発展を促すものであったが、上質なワインを生産できる企業は多くなかった。そのため、上述したように、1989年にワイン企業の大量倒産を経験したのである。やがて、国際基準に合わせてワイン生産を規制する議論が生まれ、1994年に国家標準（基準）としてGB/T「葡萄酒」15037-1994が制定された。

しかし、そのワインの国家標準（基準）「葡萄酒」GB/T15037-1994は強制的なものではなく、中国のワイン生産企業は、その国際基準に到達できる状況ではなかった。よって、実際は業界で制定された、言わば自主基準としてQB1980-1994が実施されていた。それは、ワイン生産においては、葡萄果汁原液を50%以上にすること（すなわち水などの添加物を5割以下に抑える、いわゆる半汁葡萄酒）を要求するものである。実際、この葡萄果汁50%以上の基準をクリアしなかったワイン生産企業が多く、1997年から2000年までの数年間、「偽ワイン」の問題がメディアに登場して社会問題化した。「半汁葡萄酒」の検査では合格率は5割程度と公表されてから、市場や世論に押された形でワインの国家標準（基準）の再検討が提起された⁽¹¹⁾。また、軽工業部は、2000年に「半汁葡萄酒」の生産

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

を停止する方向を打ち出していき、2003年に正式に生産を終了した。

1990年代は、ワイン規制の強化を求める時期であったが、葡萄100%によるワイン生産の基準を提示したGB/T15037-1994は、誘導的な「国家標準（基準）」に止まっていた。その間、WTO加盟交渉に備えることもあり、まず1994年に商標法で（ワインなど）地理的表示を保護する商標登録が可能になり、また1999年に原産地保護の規定が制定された。

2000年代に入ると、ワイン生産に対する消費者の要求が一層厳しくなり、2001年のWTO加盟もあり、国際的な基準に合わせて規制する動きが加速した（資料7を参照）。まず2002年に「葡萄酒醸造技術規範」が公表された。その間、2002年から2005年までの間に、食品添加剤の問題が社会問題化した。そもそもワインの品質検査では、この時期、添加剤を検査の対象にしなかったことが批判され、やがて2005年以後、いくつかのワイン生産に関する国家の規制が強化されるようになった。とりわけ、2005年に発酵酒衛生標準GB2758-2005、飲料酒ラベル標準GB10344-2005が公表され、またワイン国家標準であるGB15037-2006が2006年に公表され、ワイン生産・ラベル表示などに関する強制として実施された。この2006年のワイン国家標準（GB15037-2006）は強制標準（基準）として、推奨的標準である1994年版（GB15037-1994）に代わるものであり⁽¹²⁾、国際ワイン機構のワイン生産基準2003年版を参照したとされている⁽¹³⁾。それ以後ワイン生産に関する規制が強化されていった。また、国際化の流れに乗り、産地保護制度を強化し、原産地保護に代わる地理的表示保護制度が2005年に実施され、ワインの産地保護を制度化するようになった。近年、ワインの生産から流通まで、多様な法制度が構築されて、ワイン産業が一般的に規制されるようになっていく。

資料6では、中国におけるワイン国家規制の変遷を整理し、また現在実施されている各種規制を網羅的にリストアップしている。中国では、ワインの生産・流通・消費に関わって多様な規制が存在している。ワイン国家標準のほか、国

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

資料 7 ワインの規制における国際化の流れ：国際条約とその加盟

条約・規約	工業所有権の保護に関するパリ条約	標章の国際登録に関するマドリッド協定	原産地名の保護及び国際登録に関するリスボン協定	TRIPS	参考：OIV
成立と実施	1883年	協定1891年（翌年発効），議定書1989年	1958年（1966年は発効）	1994年（翌年発効）	1924年。1958年改名OIV，2001年改名OIV。
主要な加盟国と加盟国総数	173国	98国（2017年3月現在）	28カ国	WTO加盟国	46国（日本は未加盟，米国は1984年加入，2001年退出）
内容	特許，実用新案，意匠，商標，原産地保護	原産国，原産地の保護	原産地表示・地理的表示の国際保護と登録	地理的表示の保護	葡萄栽培，ワイン醸造，ラベル表示などに関する基準の制定等
日本の加盟	加入（1975年）	協定加入（1953年）。2000年に議定書加入	未加入	1955年にGATT加盟	未加入
中国の加盟（記：知的所有権機関，WIPOに1980年加盟）	1985年3月加盟。	1989年10月協定に加入。1995年12月議定書に加入。	未加入	2001年にWTO加盟により適用。	未加入。但し，煙台（1987年）と寧夏（2012年）はオブザーバー。

資料：蛭原健介『初めてのワイン法』第10章 336-337頁，また関係資料を参考して整理。

家食品薬品监督管理局（國務院の衛生部（日本の厚生省に相当）管理の外局組織）による「食品衛生等管理規制」（食品包装規制，食品生産国家標準，添加剤使用標準規制），環境保護部による環境基準の一つ「清潔生産標準：葡萄酒製造業」などもある。また，国家知識産権局による「不正競争防止法による不正競争行為の規制」，「知財保護条例」が制定され，さらに工業情報化部による「ワイン業参入規制」（2012年実施）も実施されている。例えば，2012年に公表された「ワ

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

イン業参入規制」では、ワイナリーの設置場所、ワイナリーの規模、葡萄供給の保証、ワイン製造設備、エネルギー効率、環境保護、ワイン製品の安全と品質などが規定されている。とりわけ、ワイン生産の法人企業は、最低1,000KLの生産能力を、また後述するシャドーワイナリー（酒庄）は75KLの生産能力を有することが参入条件として規定されている。この生産規模条件は、日本の醸造免許に関する年間醸造数量規定（6KL、ワイン特区の場合2KL）よりハードルが高いと言える。ちなみに、果実酒に関する規制には、「山葡萄酒」、「山楂酒」、「キウイ酒」の国家標準があるが、ここでは省略する。

2016年、中国は世界第2位の葡萄栽培面積を持つ国となったと言われており、中国におけるワインの生産と消費は、今後も上昇していくであろう。ワインの生産が具体的にどのように規制されているのか、地理的表示に関わる産地保護を中心に、以下詳細に検討していく。

2. 中国におけるワイン生産の政府規制（地理的表示）

中国におけるワインの産地（地理的表示）に関する規制は、大きく分けると三つの規制領域（機関）に分類できる。第1に、農業法などを中心にした規制であり、担当機関は、農業部（農産品質量安全監督管理局）である。葡萄に関する産地保護に関わる法規は、「農産品品質安全法」、「農産品地理表示管理方法」などがある。第2に、商標法を中心にした規制である。担当は工商行政管理総局であり、産地保護に関する規制の主たる法規は、「集団商標、証明商標の登録と管理方法」などがある。第3に「産品品質法」、「標準化法」を中心にした規制であり、担当機関は国家品質監督検査検疫総局（品質総局）である。産地保護に関する規制の主たる法規は、「地理表示産品保護規定」などがある。以下、これらの規制機関及びその規制、特に産地保護の規制を分析していく。

(1) 農産物としての「葡萄」の規制

まず、農業部による葡萄の生産に関する規制を分析する。国务院の農業部は、農業に関する基本法としては「農業法」がある。現行法は、2002年に制定されているが、2008年に農産物の地理的表示の規制に関する規定（省令）として「農産品地理的表示管理規則」が実施された。これは、「地理的表示農産物の品質と特質を保証し、農産物の市場競争力を改善する」（規則第1条）ことを目的にしている。申請と許可の手続は、同規則及び「農産物地理的表示使用規範」による。登録申請に関する実務は、中央政府では農業部の農産物品質・安全管理センターが審査を担当している。本稿が後に検討する寧夏自治区の農産物は、30種類弱が地理的表示規制・保護の対象となっており、例えば、「寧夏大米（寧夏産の米）」が地理的表示の規制・保護を受ける。寧夏のワインに関しては、原産地として登録された寧夏の葡萄はない。

注意しておきたいのは、農業部の「農業法」や「農産品地理的表示管理規則」によって規制されるのが農産物であり、ワインの場合、ワイン用の葡萄は、農産物として農産物の地理的表示に関する規制を受けるが、ワイン（葡萄酒）は「農産物」と見なされていない点である。「葡萄酒」（ワイン）が農産物という意見もあるが、現在、農業部の規制では、葡萄酒は農産物としての保護をうけていない。農業部が公表した最新の「農産物地理的表示リスト」（2061種、2017年1月現在）には、後述する「煙台葡萄」、あるいは「煙台蛇龍珠葡萄」が見当たらないが、「敦煌葡萄」など、全部34種の「葡萄」が掲載されており、その大部分は食用の葡萄と思われるが、名称には「醸造用葡萄」と明示されたのは、「武威醸造用葡萄」（甘粛省。武威という地名は、資料2の「涼州」を参照）など2種類である。

(2) ワインに関する「地理的表示」の商標規制

商標法に関わる規制を担当するのが国家工商行政管理総局であり、具体的にはその商標局が認定などの業務を担当する。中国の商標制度においては当然、ワイン製品の商標が規制の対象になる。例えば「張裕」の商標登録があり、また同張裕ワインの商品名「解百納」（後述）も保護する商標である。この商標制度のもとで「地理的表示」に関する保護制度が1994年に開始された。また、2001年に商標法が改正・強化され、そこでは「地理的表示を含む商標」の諸制度も継承・強化されている。登録申請の審査に当たっては、当該商品の特定の品質と地域の自然的又は人文的要素との関係が審査される。具体的には、地理的表示を「団体商標」あるいは「証明商標」とする形で登録して、保護していく。「団体商標及び証明商標登録方法」、「地理的表示産品専用標識管理規則」は、2003年、2007年にそれぞれ規定され、実施されている。2014年に商標法が再度改正されたが、地理的表示の商標制度は継承されている。「団体商標」や「証明商標」等に関して、知財に関わる法制度でもあるが、本稿ではその紹介を省略する⁽¹⁴⁾。

中国で地理的表示を登録された商標は、2015年12月までは、合計2984件ある。外国からの地理的表示の商標登録83件（フランス33件、イタリア18件、アメリカ14件など）である。その中でワインの詳細な数字は不明であるが、2013年にフランスのボルドー地方から53件のワインの地理的表示の登録申請が提出され、30件が登録されたと伝えられている⁽¹⁵⁾。

(3) ワインに関する品質規制、(原産地) 地理的表示産品の保護規制





中国における製品・商品の品質管理を担当する組織として、国家品質監督検査検疫総局（略して品質総局）がある。その総局たる組織は、前記の工商管理総局と同じく国务院の「直属の組織」とされ、部長級（大臣級）の組織である（言

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

わば、日本の大臣庁に相当する組織)。商品品質に関する規制の法的根拠は、国家標準化法（1989年実施）などであり、ここでは商品の国家標準（基準）の設定、強制的標準の執行や品質認定の法的根拠などが規定されている。その国家標準化法に基づいて、ワインなどに関する国家標準が制定されている。現行のワイン国家標準（GB 15037-2006。GBは国標（guo-biaoの頭文字）の意味）は、1994年版ワイン国家標準を修正する形で、強制的基準として2006年に制定され、2008年に実施された。資料8の（1）はそのワイン国家標準の表紙である。

ワインの国家標準では、ワインが「新鮮な葡萄又は葡萄果汁を原料とし、完全あるいは部分的な発酵によるもので、アルコール度が一定のもの」と定義され、またワインの種類（辛口ワイン（dry wine）など）、収穫年の表示、官能審査（テストング）、理化学検査指標⁽¹⁶⁾も規定されている（資料9を参照）。同標準

資料 8 ワイン国家標準及び寧夏ワインの地理的表示認定

(1) ワインの国家標準 (GB 15037-2006)	(2) 寧夏ワインの地理的表示 (2008)
<div style="text-align: center;">  中华人民共和国国家标准 GB 15037—2006 <small>代替 GB/T 15037—1996</small> </div> <hr/> <div style="text-align: center;"> 葡萄酒 <small>Wines</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 2006-12-11 发布 2008-01-01 实施 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  中华人民共和国国家质量监督检验检疫总局 中国国家标准化管理委员会 发布 </div>	<div style="text-align: center;">  中华人民共和国国家标准 GB/T 19504—2008 <small>代替 GB 15004—2004</small> </div> <hr/> <div style="text-align: center;"> 地理标志产品 贺兰山东麓葡萄酒 <small>Product of geographical indication— Wine in Helan mountains east region</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 2008-07-31 发布 2008-11-01 实施 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  中华人民共和国国家质量监督检验检疫总局 中国国家标准化管理委员会 发布 </div>

資料 9 中国ワインの国家標準と「日本ワイン」表示規制の比較

	中国のワイン国家標準	日本「ワイン」表示基準
根拠規定	ワイン国家標準 GB 15037-2006 (2006年制定)	国税庁告示「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」「酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件」 (2015年)
ワインの定義	新鮮な葡萄又は葡萄果汁を原料とし、完全あるいは部分的な発酵によるもので、アルコール度が一定のもので定義。例えば「辛口ワイン（干紅葡萄酒）」は、「糖分が4.0g/L以下、又は総糖分と総酸量の差が2.0g/L以下の場合、糖分の含有最高限度が9.0g/Lであるもの」と規定。ラベル記入義務。輸入ワインにも適用。	「国内製造ワイン」、「日本ワイン」、「輸入ワイン」を定義。「日本ワイン」とは、「国内製造ワインの内、原料の果実として国内で収穫された葡萄のみを使用したものと定義。
品種表示	ワインの75%以上がその品種からのものによる場合は、その品種を表示できる。	単一品種を85%以上使用している場合。二品種合計で85%以上使用する場合は、量の多い順に表示する。
収穫年	ワインの80%以上がその年の葡萄による場合は、その年を表示できる。	同一収穫年の葡萄を85%以上使用している場合に、表示する。
産地表示と産地保護	地理的表示を行う場合は、ワインの80%以上がその産地の葡萄によるもの。	当該地で収穫した葡萄を85%以上使用し、当該地で醸造した場合。ワイン醸造地が葡萄収穫地と離れている場合、葡萄収穫地を含む地名表示は不可。

で規定された「ワイン」の定義などの諸規則は、輸入ワインにも適用される。ちなみに、ワインに水を添加することがすでに2003年より完全禁止となっていた。本稿のテーマとの関係でここではワイン国家標準の規制内容を全部紹介しないが、中国におけるワインの定義や品種や収穫年などの定義を日本のケースと比較したのは、資料9であり、中国ワインと日本国産ワイン定義（規制）には若干の相違も見られる。品種（75%）、また収穫年（80%）の表示規制は日本（いずれも85%）より低く設定され、産地表示の規制についても、産地葡萄

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

80%以上使用の基準は「日本ワイン」の表示基準（85%）より低く設定されている⁽¹⁷⁾。

中国のワイン国家標準では、地理的表示も規定された。品質総局による製品の地理的表示規制は、1999年に「原産地保護規定」なる政令に遡る。そこでは、「原産地」という概念をもって製品の地理的表示を保護規制していた。実際、それによって2000年に「紹興酒」が登録され、保護されるようになった。この制度は、2005年に「地理的表示産品保護規則」として修正され、「地理的表示産品」を保護規制するようになった。「原産地」から「地理的表示」という表現への変更は、商標法で規定される「地理的表示」に合わせたとされている。以上の「地理的表示産品保護規則」（2005）を受け、2006年のワイン国家標準でもワインの「地理的表示」制度が規定された。

2005年に実施された「地理的表示産品保護規則」では、「地理的表示産品」が「特定の地域から産出され、その備える品質、社会的評価又はその他の特性が本質的に当該産地の自然的要素及び人的要素によって決定され、審査認可を経てその地名をもって命名される製品」と規定され、登録申請できる者は、県レベル以上の政府が指定する組織・協会や企業となっている。登録においては、産地の自然的要素及び人的要素のほか、産品の理化学的性質、安全確保、施設・設備など生産技術についても審査が行われる。国家地理表示産品保護ネットなどで確認した限り、葡萄酒以外の果実酒を除き、現在10種類以上のワイン（葡萄酒）がワイン国家標準による地理的表示産品として登録され、保護を受けている（資料10を参照）⁽¹⁸⁾。そのなかで、前述した「煙台葡萄酒」、「沙城葡萄酒」のほか、後述する「賀蘭山東麓葡萄酒」が、地理的表示ワインとして登録されている。認定の際、地理的表示が適用される地域範囲のほか、自然条件、理化学分析、官能審査等を記載する公告が公表される。資料8の（2）は、後述する「賀蘭山東麓葡萄酒」が「地理表示産品」として審査・登録された認定資料（表紙）である。ちなみに、外国の産地保護商品に関しては詳細なデータがないが、

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

資料 10 ワイン国家標準による「地理的表示」

所在	ワイン地理的表示産品 10 産地 (a)	左 10 産地の認定 公告・実施日 (a)	6 産地の地理的表示 保護の実施時期 (b)
河北省昌黎県	昌黎葡萄酒	2002 年 8 月 6 日 2002 年公告 73 号	2003 年 9 月 1 日 2009 年 6 月 1 日
山東省	煙台葡萄酒		2003 年 5 月 1 日 2008 年 10 月 1 日
河北省	沙城葡萄酒	2002 年 12 月 9 日 2002 年公告 125 号	2003 年 10 月 1 日 2009 年 6 月 1 日
寧夏自治区	賀蘭山東麓葡萄酒		2004 年 4 月 1 日 2008 年 11 月 1 日
河南省	民権葡萄酒		
吉林省	通化山葡萄酒	2005 年 12 月 28 日 2005 年公告 186 号	2007 年 7 月 1 日
遼寧省	桓仁氷酒 (アイスワイン)		2011 年 9 月 1 日
甘肅省	河西走廊葡萄酒		
山西省郷寧県	戎子酒莊葡萄酒		
チベット自治区	塩井葡萄酒		

資料：(a) は国家地理表示産品保護ネット、(b) は唐ほか (2012)、50 頁より。

Champagne の中国語表示である「香檳」は、地理的表示ワインの登録を受けており、発泡性ワインという意味でこの表示を利用することができなくなり、またボルドーワインなども保護の対象になっている。最新の規定としては、国家品質総局は、20016 年に「国外地理的表示産品保護方法」という単独の規定を公表し、積極的に外国商品の地理的表示を規制・保護するようになった。

以上の説明で分かるように、ワインの地理的表示 (産地規制) に関わる法制度は、少なくとも三つが併存している。1 つ目は、農産物の地理的表示制度に関わる葡萄の地理的表示制度であり、2 つ目は、商標法に関わるワインの地理的表示制度と商標規制 (団体商標、証明商標) である。そして 3 つ目は、国家標準法に関わるワインの国家標準、ワインの地理的表示制度である。これらの 3 つの制度によって申請認可された場合、それぞれの商品に、資料 11 に見られ

資料 11 中国ワイン産地規制に関する諸標識

(1) 農産物の地理的表示 (農業部)	(2) 商標の地理的表示(工商管理総局)	(3) 国家標準の地理的表示 (品質総局)	(4) シャトーワイン標識 (酒業協会)
			

る「標識」をラベルに表示できる。

地理的表示を示す各「標識」について、まず農産物の地理的表示の標識では、「中華人民共和国農業部」と、「農産物地理表示」、及びその両方の英文表記が示されている。また、商標法に関わる地理的表示の標識では、「中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局」及びその英文表記と、「中国地理表示」及びその英文略語 GI が表示されている。さらに国家標準に関わる地理的表示の標識では、「中華人民共和国地理表示保護産品」、「地理表示産品」の英文略語 (PGI: Product of Geographical Indication)、及び中華人民共和国の英文が記入されている。いずれも楕円形の地理的表示の「標識」であるが、商標法に関わる地理的表示は GI の略字、また国家標準に関わる地理的表示は PGI の略字が使用されて、前者では制度を担当する政府機構の組織名があり、後者では政府機構の組織名がないという相違が確認できる。これらの標識を政府機構の組織間関係でどう分析するかはともかく、国家標準による PGI の標識では、国家品質総局なる組織の名称はないことが興味深い。なお、農産物の地理的表示の標識では、英文の略字はない。三つの地理的表示制度の規制に関する主な内容は、資料 12 に整理しており、各認定組織の制度的位置づけも同資料に整理している。

ワインの「標識」に関わって、中国酒業協会（アルコール協会）が申請登録した「酒莊酒」（酒莊の酒、シャトーワイン）の商標（標識）についても言及しておく。「酒莊酒」は基本的にワインのこと（estate wine）であり、「シャトーワイン」

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

あるいは「ワインヤード」のワインを指している。「酒庄」はワインのシャトー(Chateau)である。一般的には葡萄を自家栽培・生産する葡萄園を有すること、また自家生産した葡萄を原料としワイン醸造・生産の全過程を当該ワインヤード(葡萄園)で行う「酒庄」のワインを「酒庄酒」と称している⁽¹⁹⁾。このワインシャトー(酒庄)で生産されたワイン、すなわちシャトーワイン(酒庄酒)に「証明商標」を与えることがこの商標(標識)の目的である。シャトー(酒庄)で自家生産されたワインに表示できる「標識」は、葡萄園とワイン生産工場のイメージを組み合わせた標識になっている(資料11の(4)を参照)。もちろん「酒庄酒」と称されている「シャトーワイン」が、現在、すべて葡萄の自家生産、ワインの一貫的製造をワインヤードで行っているとは限らないので、この商標(標識)による識別・認定の目的がここにあるのである。協会組織は最近、酒庄ワインの認定と標識の使用促進を進めている。また、後述する寧夏の場合、このワインシャトー(酒庄)のワイン生産を特に規制する動きもある。

ワインの地理的表示制度に関する検討に戻ろう。中国におけるワインの地理的表示に関わる三つの認定・登録制度に関しては、2点の共通項がある。1つ目は地理的表示に関する基準の問題、2つ目は認定過程における地方政府の役割である。

まず、第1に、地理的表示の認定基準の問題については、資料12にあるように、いずれも製品・商品が特定の地域と関わり、自然環境と社会的評価などの両方が重要なポイントとして審査される。農産物地理的表示制度では、特定の地域を産地とする製品に関する品質や特徴が製品の自然生態環境及び歴史・人文的要素との関わりで審査され、商標法の地理的表示制度では、地域を産地とする商品の自然的要素又は人文的要素(社会的評価など)が審査される。同様に、国家品質標準に関わる地理的表示制度は、特定の地域から産出される製品が自然要素及び人文的要素によって左右されることが審査される。要するに、地理的表示が可能とする製品・商品の認定では、その商品・産品と特定地域の

資料 12 地理的表示とワイン産地規制に関する諸制度

分類	農産物規制： 農産品地理的表示管理制度	商標法関係規制： 地理的表示の商標制度	標準化法・品質法関係規制： 地理的表示製品保護制度
政府機関	農業部：農産品質量安全监督管理局	国家工商行政管理総局	国家品質監督検査検疫総局
組織の制度的位置	国务院（内閣）の構成組織である農業部の内部部局	国务院直属・総局，部長級組織	国务院直属・総局，部長級組織
法規	農産物品質安全法（2006），農産物地理的表示管理規定（2008），農産物地理的表示登記手続（2008），同・使用規範（2008）	商標法（2001），団体商標及び証明商標登録方法（2003），地理的表示産品専用標識管理規則（2007）	国家標準化法（1989），ワイン国家標準（2006）地理的表示製品保護規定（2005），国外地理的表示産品保護方法（2016）
法律の目的	農産物における地理的表示の使用を規範し，地理的表示農産物の品質及び特徴を保証する（農産物地理的表示管理規定）。	商標使用の排他権を保護し，生産者及び及び経営者がその商品及びサービスの品質を保証，…消費者，生産者及び経営者の利益を保護（商標法）。	地理的表示製品を有効に保護し，地理的表示製品及び専用表示の使用を規範し，地理的表示製品の品質及び特徴を保証するため（地理的表示製品保護規定）。
地理的表示・定義	「農産物地理的表示とは，農産物が特定の地域を産地とし，品質及び係る特徴が主に産品の自然生態環境及び歴史・人文的要素によって決まり，かつ地域名称により命名された特有の農産物表示を指す」（農産物地理的表示管理規定）。	「地理的表示とは，ある商品がある地域を産地とし，当該商品の特定の品質，社会的評価又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人的要素によって決定されていること」（商標法）。	「地理的表示製品とは，「特定の地域から産出され，その備える品質，社会的評価又はその他の特性が本質的に当該産地の自然要素及び人文的要素によって決定され，審査認可を経てその地名をもって命名される製品」。地理的表示製品は，「(1)当該地域において栽培又は養殖された産品，(2)原材料のすべてが当該地域から産出され，又は一部が他の地域から産出されかつ当該地域において特定の技術により生産及び加工された製品」（地理的表示製品保護規定）。

登録手続： いずれも実質上、許可制。地方政府の許認可を受けて申請	登録制度を実施。県レベル以上の地方政府が指定した経済組織、協会等の組織が申請。省レベル政府は、農産物地理的表示の登録申請を受理し、現地調査を含む一次審査を行う。一時審査を合格となった場合、出願書類及び一次審査意見を農業部の農産物品質安全センターに送付。当該センターは、専門家の論証（審査委員会の審議）を伴う審査を行う。	地理的表示は、商標法などの規定により証明商標または団体商標として登録を出願することができる。地理的表示を団体商標及び証明商標として登録申請する場合、当該地理的表示に表される地区を管轄する政府又は主管部門の許可書を添付（登録方法第6条）。	地理的表示製品保護は、審査・登録制度。 県レベル以上地方政府が指定する協会組織や企業が申請。
登録リスト情報	2017年1月まで2061種の農産物の地理的表示登録。敦煌葡萄、武威釀造用葡萄など34種類葡萄の登録がある。	中国で商標登録した地理表示は、2015年12月まで合計2984件。ワインの数字は不明。	国家標準による地理的表示産品：葡萄酒は、10種類（2017年2月調査。資料10参照）
外国産品の地理的表示保護	登録可能（管理方法24条）。 「別途規定」とあるが、「規定」は未見。リストには実際に登録した農産物はない。	当該地理的表示が本国において法的保護を受けている証明を提出。外国の地理的表示の商標登録は同上統計：83件（フランス33件、イタリア18件、米国14件など）。大部分は酒類で、ワインの具体的な数字は不明。	中国で保護を求める場合、外国関連機関により中国国家質検総局に申請。ナバーワイン、ボルドーワインなどが登録。 2016年3月に「国外地理的表示産品保護方法」公表。
執行・法的保護	県レベル以上の政府農業主管部門が登録申請の職権を行使。県レベル以上の政府農業主管部門は、農産物地理的表示及び登録証を偽造、偽称した組織、個人に対して、関連規定により処罰する。規制に違反する場合、農業部は登録証を取消し、公告する。	地理的表示商標の商標権者は、自己の商標権に基づき、地理的表示の使用を許されていない者に対して、行政（工商行政機関）また民事司法（裁判所）の方法で保護を求める。	国家品質監督検査検疫総局、各地方の品質技術監督局、出入国検査検疫局が管理監督。
関係機関・規制	「発酵酒衛生標準」（GB2758、2005年）なども国家標準として制定されている。また工業情報化部による「ワイン業参入規制」（2012年実施）、国家知識産権局による「不正競争防止法による不正競争行為の規制」、「知財保護条例」があり、さらに国家食品藥品監督管理総局による「食品衛生等の管理規制」（食品包装規制、食品生産国家標準、添加剤使用標準規制）、環境保護部による環境基準「清潔生産標準：葡萄酒製造業」HJ452-2008などがある。		

資料：日本国際知的財産保護協会（2012）、高橋梯二（2014）ほか、関係資料により整理。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

自然環境との関わりのほか、当該製品・商品の特定地域における歴史や社会的評価も審査の対象となっている。

第2に、許認可の手続きに共通する特徴は、地方政府が実質関与していることである。まず、農産物の地理的表示を申請する場合、基本的に県レベル以上の地方政府が指定する経済組織、協会等の組織が申請することになっている。2061種類の農産物の地理的表示リスト（2017年1月）を見ると、申請者は、地方政府の担当部局（例えば農業局）、地方政府によって設立されるセンターなる組織（農業技術推進センターなどの「事業単位」）、あるいは地方政府が設置した協会組織がほとんどである。協会組織は業界組織であるが、元は地方政府の部局であったり、「事業単位」として設置されたものである。協会組織など、いわゆる「新経済組織」の設置は、社会団体の登録制度により事実上、政府の許可制により規制されており、したがって地方政府の関与なしには設置が不可能である。また、国家標準に関わる地理的表示の産品については、県レベル以上の地方政府が指定した組織が申請となっている。要するに、農産物の地理的表示制度と地理的表示産品保護制度はいずれも、地方政府の積極的な関与がないと申請・登録できないものである。

これに対して、商標の登録は個人でも可能であるが、地理的表示を商標として申請する場合、「証明商標」あるいは「団体商標」を管理する団体を設定することからスタートする。その商標を管理する経済的団体の設置は、前述したように地方政府の許認可が必要である。また、地理的表示は、地方政府の所在地（地名）などと重なるケースが多いため、当該地理的表示に表される地域（地名）を管轄する政府又は主管部門の許可書を添付する必要がある（登録方法第6条）。ほとんどの場合、地方政府の許可がなければ、商標制度における地理的表示が申請できない。したがって、商標における地理的表示も、ほとんど地方政府が設置した協会組織（業界団体）が申請することになっている。

さて、農産品の地理的表示制度、商標法における地理的表示の制度（団体商標、

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

証明商標)、また、国家標準による地理的表示制度の三つの制度においては、相互を調整する制度的なメカニズムが存在しない。葡萄の生産と品質確保、ワインの生産と品質向上などの規制に関わるこれらの複数の制度は、それぞれの制度規定の目的が部分的に重なっているが、ワイン生産企業、ワイナリーは、これらの制度を全部利用するという形にはなっていない。それは選択の問題であるが、また混乱の元にもなっている部分がある。制度の重複・交錯により、制度の利用がまちまちで、ワインに限らないが、市場秩序の形成には決してプラスとはならない。この点は、すでに中国では知財研究などの専門家によっても指摘されている⁽²⁰⁾。

その一つは、これらの複数の「地理的表示」制度が規定されて、例えばワイン生産企業は、地理的表示ができるワインを生産するが、実際、「地理的表示」制度としての「標識」をワインラベルに表示するかどうかは複雑である。現実の問題としては、標識が多すぎる。消費者も、「地理的表示」が登録されたワインかどうか、標識をもって確認することがかなり困難である。例をもって検討してみたい。資料13は、中国の名酒である茅台酒(白酒)と張裕ワインのパッケージの一部(標識の部分)を切り取って比較したものである⁽²¹⁾。地理的表示としては、茅台酒の場合では、国家標準による地理的表示(PGI)の標識があり、PGIの下に「貴州茅台酒」5文字が見られ、これは茅台酒の「地理的表示」の標識である。張裕ワインの場合では、上記資料11にある各種標識は、このパッケージ箱、また本体ラベルではいずれも見当たらない。逆に、四つの丸い標識がパッケージと瓶本体ラベルの両方に掲示されている。張裕ワインに表示された標識の中で、左の「解百納」は、もともとフランス語のCabernetの訳語とされるが、張裕ワインの商品名として使用された。「解百納」は、2002年に商標登録に成功するが、その名称の使用を巡って訴訟まで発展し、2010年にやっと和解が成立した。「1931」と「1937」とある二つの標識は張裕ワインと「解百納」との歴史的な関わりを主張する表示である⁽²²⁾。右側の上から3番目の「煙

資料 13 茅台酒と張裕ワインの表示の比較

(1) 茅台酒 (箱)	(2) 張裕ワイン (箱)
	
<p>上部の二つは、有機商品の認証マーク。下には茅台酒の地理的表示 (PGI) と貴州茅台酒の5文字が見られる (資料11(3)も参照)。</p>	<p>「張裕」と「解百納」は商標表示。右四つの丸いマークは上から順に：1931年に「解百納」の確立、1937年に商品名の商標登録、「煙台蛇龍珠葡萄産地」、最後はワインの等級「珍藏級」を表示。同マークは、ワイン瓶の本体ラベルにも表示。</p>

「煙台蛇龍珠葡萄産地」標識は、農産物の産地に関わる「農産物地理的表示」と思われるが、農業部の農産物地理的表示の登録資料では見当たらないので、農産物の地理的表示制度に保護された表示ではない。「蛇龍珠」は、ワインの品種でカルメネールの中国語訳である (資料5を参照)。最後のワインの等級「珍藏級」は、「張裕解百納辛口ワイン」4等級である「大師級」、「珍藏級」、「特選級」、優選級の一つであり、上から2番目の等級である。要するに、この張裕ワインでは地理的表示制度の各「標識」が使用されていないのである。当該ワインは2016年8月に張裕・カステルシャトー (煙台張裕カステル酒庄, Yantai Chateau Changyu-Castel, 2002年開設, フランスとの合弁) で購入したもので、その裏ラベルでは、1892年に張裕ワインが開設した歴史のことや会社名,住所のほか、「産

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

地（醸造地）：山東省煙台市]、「葡萄産地」：「張裕煙台葡萄園1区]、「葡萄収穫時間：2012年」との記載がある。すなわち「収穫年]、「ワイン品種」のほか、「葡萄産地」となる「張裕煙台葡萄園1区]、ワイン産地・醸造地となる「山東省煙台市」が、ラベルに表示されている。「収穫年]、「品種」の表示は、中国ワイン国家標準（資料9を参照）に則っていると思われるが、「地理的表示」に関しては、煙台の葡萄をもって煙台で生産された当該ワインは、等級から判断しても「地理的表示」である「煙台葡萄酒」（資料10を参照）を示す「標識」を表示できるが、張裕ワインの当該パッケージと瓶本体ラベルでは当該標識が確認できない。もとより、張裕ワインにとっては、地理的表示の標識よりも張裕ワインの商標などが市場の認知としては、もっと重要である。現時点では、ワインに関する地理的表示を示す標識（資料11を参照）を確認したことはない⁽²³⁾。

3. 寧夏自治区における産地保護条例の規制

さて、以上は、中国におけるワインの法制度、特にワインの地理的表示に関する諸規制を検討してきたが、ワインの産地保護に関しては、地方政府のレベルでは、寧夏で中国初の産地保護条例が制定・実施されている。以下は、この条例を検討していく。

寧夏は、日本では決してよく知られた地名ではない。中国では少数民族である「回族」（中国化されたムスリム）が多く居住する地域として知られ、制度上、寧夏回族自治区となっている。この地方がワインの産地として浮上したのは、1980年代以後のことである。1980年に寧夏地方政府は、園芸場など20ヘクタールに86種の葡萄（食用を含む）を導入したことがきっかけで、1986年に「玉泉葡萄酒会社」を正式に設立して、1989年にワインの生産と販売を開始した。初期の商品名も「玉泉」であったが、会社は1996年に「西夏王」有限会社へ改編して、現在に至っている。その過程で寧夏で多くのワイン会社が設立され、

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

ワイン用葡萄が生産され、またワインが醸造されてきた。

1994年に国家品質総局による原産地保護制度が実施されてから、寧夏地方政府は「賀蘭山東麓葡萄酒」の「原産地表示」の認定を申請して2004年に認定を受けた。そして、2004年に寧夏自治区政府は独自の行政規則として「原産地保護管理方法」を公表し、担当の事務室を設置して、産地保護をテコにワイン産業を発展するようになった。2005年に、国家品質総局の地理的表示制度が原産地保護制度に代わり実施されてから、寧夏政府は「賀蘭山東麓葡萄酒文化ロード発展計画」という地域開発計画の策定と共に、国家品質総局に「賀蘭山東麓葡萄酒」の「国家地理表示産品」の保護を申請し、2008年に認定・登録された（資料8の(2)は認定資料の表紙。資料10も参照）。この認定も踏まえて、2012年に寧夏政府は、「寧夏回族自治区賀蘭山東麓葡萄酒産区保護条例」を地方条例として提出し、同年12月に寧夏自治区の人民代表大会常務委員会（地方の立法機関）で採択され、2013年2月に実施された。2013年3月に、寧夏自治区にある張裕ワイン会社のシャトー「張裕摩塞爾十五世酒莊」（合弁企業）で記念式典が開かれた。

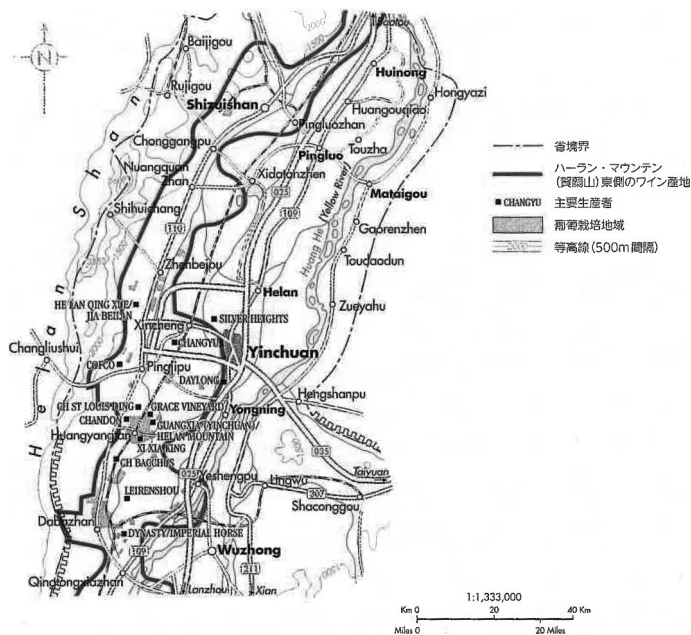
条例の紹介と検討に先立ち、このワイン産地及び寧夏ワインの地理的表示の認定について紹介しておこう。保護されている寧夏のワイン産地は賀蘭山の東の麓であり、寧夏自治区の北部ではおおむね南北方向に賀蘭山という山が走り、ほぼ平行して東に黄河が流れている。賀蘭山と黄河の間は、寧夏平原となり、中心都市は、寧夏自治区政府の所在地である銀川市である。賀蘭山の東の麓は、大きな傾斜となり、北緯37～39度に位置し、ワインに適した産地と評されている。葡萄の品種としては、カベルネ・ソーヴィニヨン、カルメネール、メルロのほか、シャルドネ、リースリングなどが多い。「西夏王」のほか、「銀色高地」など複数のブランドワインが現在、販売されており、またいわゆる「旧世界」のワイン会社の投資進出が目立っている。1980年代以後成長し、30～40年程の歴史しかもたない寧夏ワインの産地は、現在、煙台葡萄酒や沙城葡萄酒

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

の産地と並ぶほど成長している。現在、寧夏は、国際ワイン機構 OIV には、煙台と共にオブザーバーとして参加している（中国は未加盟、資料7を参照）。いま、寧夏の賀蘭山ワイン産地は、中国だけではなく、世界的にも注目されるワインの産地となっており（資料14を参照）、またその品質向上に務め知名度を高めているため、「中国のボルドー」⁽²⁴⁾への期待も高まっている。

寧夏ワインの産地保護に関する資料は、国家地理的表示産品保護ネットにおいて、その認定に関わる原資料が公表されている⁽²⁵⁾。この「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒（GB/T 19504-2008、資料8（2）を参照）は、2004年の認定（GB19504-2004「原産地産品・賀蘭山東麓葡萄酒」に代わるものであり（産地範囲の拡大など）、2008年11月に実施された。その主な内容は、資料15に整理した。

資料14 寧夏の「賀蘭山ワイン産地」



出典：『世界のワイン図鑑・第7版』（2014）375頁。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

それは、「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒」に関する最新の登録資料ではないかもしれないが、いくつかの情報を得る事ができる。例えば、当該認定では地理的表示産品である寧夏ワインの標準に関する規制は、現在は「推奨的標準」になっており、ワインの地理的表示としては、その標準は強制的なものではなくなったといえる（2004年原産地保護、強制的標準）。その理由は不明であるが、地理的表示ワインに関する規制の強制力の後退（強制的標準から推奨的標準へ）が、地方条例の制定による規制の強化（条例は地方立法、2013年実施）と関係があるかどうかは、確認と検討が必要であろう。そのほかに、「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒」（2008）では、保護となる産地の範囲、生産される葡萄の主な品種、また官能検査、理化学検査の標準も保護の認定に明示されている（詳細は、資料15を参照）。

さて、「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒」を生産する寧夏ワイン産地の保護条例は、地方の条例であるが、中国でははじめての包括的な条例となり、記念式典とともに大きく報道された。条例は、本文38条と附則1条、計39条の短いものである。資料16は、その条例の主たる内容を訳出し、整理しており、その資料を参照しながら、検討していく。

39条の規定から当該条例は、第一章では総論的規定として全部7条を設けている。第二章では、ワイン保護産地の開発規制、会社設置、ワイナリー建設、土地取得など（第8条から第18条まで）、第3章では、葡萄の生産やワインの生産及びその品質保証を規定し（第19条から第28条まで）、第4章では、産地製品を表示する標識や商標（証明商標）の使用など（第29条から33条）、第5章では、処罰規定と責任など（第34条から38条まで）が規定されている。条例の重点は、言うまでもなく第2章の開発規制、第3章の生産規制と品質保証などに関わる諸規定である。

総論では、ワイン産地に関する一般的規定が設けられ、第2条では、「賀蘭山東麓葡萄酒産区」が「賀蘭山東麓葡萄酒国家地理表示産品保護産地」である

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

資料 15 「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒」(2008) 概要

表題	国家標準地理表示産品「賀蘭山東麓葡萄酒」
公表と実施	2008年7月31日発布, 2008年11月1日実施。GB/T 19504-2008
表紙：公表者	中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局・中国国家標準化管理委員会
変更点の説明	GB19504-2004と比較して変化点：(1)標準は強制的標準から推奨的標準へ変更, (2)ワイン醸造工程に関する要求を削除, (3)葡萄の品種を調整, ワインの残糖量基準を強化。(4)官能審査を調整, 理化学的指標を調整(追加と削除)など。
当該標準が規制する範囲	「賀蘭山東麓葡萄酒」の定義, 保護範囲, 産品分類・要求, 試験方法, 検査規則, 表示, 包装, 運送, 貯蔵を規定。
適用する根拠規定	GB15037-2006(葡萄酒), GB/T15038(葡萄酒・果実酒通用分析方法)など
地理的表示産品の保護範囲	付属A(地図, 略)
産品分類	色の分類：赤ワイン, 白ワイン, ロゼワインほか分類を列挙。
品種要求： 中国語名(欧文表示)	赤ワイン用品種：赤霞珠(Cabernet Sauvignon), 蛇龍珠(Cabernet Gernischt), 美楽(Merlot), 品麗珠(Cabernet Franc), 西拉(Syrah), 黒比楽(Pinot Noir)など。 白ワイン用品種：霞多麗(Chardonnay), 貴人香(Italian Riesling), 雷司令(Riesling), 長相思(Sauvignon Blanc), 白詩南(Chenin Blanc)などを列挙。
葡萄品質要求	(略)
葡萄生産環境	産地の大気環境はGB3095(環境空気品質標準), 葡萄園用水は水質標準GB5084(農地灌漑水質標準)による
葡萄生産要求	NY/T393(緑色食品農薬使用準則), NY/T394(緑色食品肥料使用準則)による。
官能(審査)要求	外観として, 色合い(白, 赤, ロゼの別), 透明度, 泡, また香りと味として, 香り, 味(辛口など)などを規定
理化学指標 (化学検査)	揮発酸(酢酸) ≤ 1.0 g/L, エキス：白・ロゼ ≥ 11.0 g/L, 赤 ≥ 20.0 g/L, クエン酸：辛口 ≤ 1.0 g/L, アルコール(20℃)：辛口 ≥ 11.0, その他 ≥ 7.0% (v/v), など詳細基準。
衛生要求	GB2758(発酵酒衛生標準)による
検査方法	官能審査と理化学指標はGB/T15038(葡萄酒・果実酒通用分析方法), 衛生検査GB2758により検査。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

検査規則	GB15037 により執行
表示	標識は GB10344（飲用酒標識通則）による。残糖量による商品類別を表示。葡萄酒の収穫年、品種、産地を表示する場合、GB13037 の定義による。認可された企業は、その商品の外包装に地理的表示商品の専用標識を使用することができる。包装運送の図式標識は GB/T191（包装運送図式表示）による。
包装・運送・貯蔵	(略)

ことが明文化されている。

ワイン生産の産地保護における開発規制などに関して、重要な規定は、第 1 に、産地のワイン用葡萄の生産区域（葡萄園）及びその周辺 5 キロ範囲内では化学工場や重金属排出するなど土壌などを汚染し葡萄の生産に影響を与える新規事業を一律に禁止し、また、ワイン産業の発展に影響を与える建設完了した事業についても期限を設定して整理することが規定された。さらに、産地における許可事業も施工時における防護措置や施工完了における自然環境の回復が規定されている（第 10 条）。第 2 に、産地におけるワイン事業は許可制をとることが規定され、その申請・検証・審査の手続きが定められた（第 11 条）。第 3 に、産地におけるワイン生産企業に関する規制（第 12 条）、またワイン「シャトー」（酒庄）の設置に関する規制も明示された（第 13 条）。

条例第 12 条の規定によれば、企業は国家標準（基準）に見合う、一定の生産規模を有し、また当該産地の葡萄を原料とすることが規定された。要するに、産地では産地外の葡萄を原料とすることが禁止となった。また第 13 条の「酒庄」（シャトー）の規定では、自家製の葡萄（全量）をもって当該シャトーでワインを一貫して生産・貯蔵することが明示されている。酒庄（シャトー）では、産地外の葡萄はもちろん、当該産地内の葡萄であっても、例えば契約農家の葡萄を使用して「酒庄」でワインを醸造・生産することが禁止となっている。また、「酒庄」を新規に建設し、あるいは改修・拡張する場合、建設用地の面積が当

資料 16 寧夏「賀蘭山東麓葡萄酒産区保護条例」(2013) 概要

総則	<p>第 2 条：産地に葡萄産業事業の建設，葡萄酒用葡萄の生産，葡萄酒の生産と経営およびその他の関係経営活動に条例適用。</p> <p>第 3 条：産地は「賀蘭山東麓葡萄酒国家地理表示産品保護産地」。</p>
産地内の建設や諸事業の規制	<p>第 10 条：産地の葡萄酒用葡萄の生産区域及びその周辺 5 キロ範囲内では，化学工場，建材，薬品製造，鉱山採掘，養殖，及びその他重金属を排出するなど土壌，水質，大気を汚染した葡萄の生産に影響を与える新規事業を禁止。産地内ではすでに建設した土壌，水質，大気を汚染し葡萄産業の発展に影響する事業は，法によって期限を限定して整理・改正。産地内で審査許可した事業で，施工時に防護措置をとり，施工完了後，自然環境を回復する義務。</p>
ワイン生産の許可制	<p>第 11 条：自治区は，産地内に建設する葡萄産業事業の申請に許可制を実施。産地内の葡萄産業事業の申請は，県レベル以上の政府投資管理部門が「初審」し，自治区政府の審査を受ける。新設，改修・拡張するワイナリー事業は，事業が所在する（区を設置する）市政府の投資管理部門が「初審」し，自治区の葡萄産業管理部門が「審査」，「検証」し，自治区政府の確認を受けて初めて建設できる。</p>
ワイン生産企業への規制	<p>第 12 条：産地内では，葡萄酒を生産する企業は下記の条件を満たすべき：国家標準に見合うこと，一定規模の葡萄生産基地を有すること，産地内の葡萄を原料とすること，原料は食品安全標準に合致し，トキサビリティを有すること，一定の生産規模・正常な生産体制，生産工程や生産能力に見合う設備，生産や品質管理の検査設備及び専門の検査スタッフを有すること。</p> <p>14 条：土地利用，15 条：企業組織・形態。</p>
「酒庄」への規制	<p>第 13 条：産地内のワインシャトー（酒庄）の標準（基準）：自家生産する葡萄が当該酒庄のワイン生産に完全に満たすこと，ワインの醸造・貯蔵・瓶詰め全過程が当該シャトー内で行うこと，醸造・貯蔵などの設備を有すること。また産地内で新規建設，改修・拡張する「酒庄」は建設用地が当該ワイン生産敷地面積の 5% を超えてはならない。</p>
苗・葡萄の生産	<p>第 20 条：政府主管部門は，苗の標準，産地内ワイン醸造用葡萄品種の区画規定を制定・公表し，苗の繁殖，基地建設などを指導・監督。</p> <p>第 21 条：苗生産の企業，個人には生産許可，経営許可，檢疫許可の制度。出荷と運送は，出荷合格標識を規制。</p> <p>第 22 条：葡萄生産の企業と個人は，自治区政府発行の「賀蘭山産地葡萄登記証明」を取得し，品種，生産量，品質などの情報ファイルを作成。</p> <p>第 23 条：醸造生産する企業，個人は，技術の標準を遵守し，品質を保持する。</p>

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

禁止行為	<p>第 24 条：産地内、醸造用葡萄の生産に、下記の行為を禁止：規定に合わない苗、禁止農薬、肥料、規定に合わない水などを使用すること、農薬残留や貴金属の標準を超える土壌で葡萄を生産すること。</p> <p>第 25 条：産地内で、葡萄酒醸造・生産に、下記の行為を禁止：産地外の醸造用葡萄を原材料とすること、品質標準に達しない醸造用葡萄を原料とすること、偽物など品質標準に達しないものをまぜること、生産記録、産地を偽造し、生産業者（名称、生産地）を偽造・盗用することなど。</p>
生産管理・品質管理	<p>第 8 条：政府の産地計画の策定、19 条：政府の検査管理体制、評価制度。</p> <p>26 条と 27 条：企業生産管理・品質管理制度、品質検査制度、ワイン品評制度</p>
産地標識・商標	<p>第 29 条 醸造用葡萄及び葡萄酒に産地保護を実施。産地内の生産企業・個人は、「賀蘭山東麓葡萄酒産地表示」の専用標識、証明商標を使用。産地内の醸造用葡萄を原料とした葡萄酒は、原料産地を表記。</p> <p>第 30 条：専用標識の使用申請と政府の配布。証明商標の使用申請と契約。</p> <p>第 31 条：産地の専用標識、証明商標を取得した企業、個人は、商品表示、ラベルなどに使用する権利。偽造、転売など、禁止。</p> <p>第 32 条：専用標識と証明商標の使用は、使用許可書に列挙された商品で使用すること、拡大使用は禁止。</p> <p>第 33 条：産地の外で生産された葡萄、葡萄酒、また産地内の企業が産地外の子会社や関係会社で生産した葡萄、葡萄酒には、専用標識・証明商標の使用禁止。</p>
法的責任・処罰	<p>第 34 条：上記 24 条違反の場合、県レベル以上政府が改正を命令し、苗を没取。5 千元以上、5 万元以下の罰款。</p> <p>第 35 条：上記 25 条違反の場合、改正を命令し、違法所得、違法して生産した葡萄・葡萄酒を没取。生産、経営の価額の 50% 以上、3 倍以下の罰款。</p> <p>第 36 条：29 条 2、3 項、31 条 2 項、32 条、33 条の違反：違法所得の没取、葡萄・葡萄酒の没取、営業額が 1 万元以下の場合、5 千以上 5 万元以下の罰款。同 1 万元以上の場合、同 5 倍以上 10 倍以下の罰款。</p> <p>第 37 条：行政罰に不服ある場合、不服審査、または行政訴訟を適用すること。</p> <p>第 38 条：政府責任者に関する処分規定</p>

該ワイン生産敷地全体の 5% を超えてはならないことも規定されている。

「酒庄」に関する単独の条文規制は、中国におけるワイナリーの特徴的な発展を示すもので非常に興味深い、それが単独の条文となった背景は、寧夏ワイン産地においては「酒庄」が多数建設され、それは、寧夏ワイン産地の 1 つ

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

の特徴となっていたからである。前記の西北農林科学技術大学葡萄酒学院の院長（当時）である李華が、2010年に「小さい酒庄・大きな産業」を中国の葡萄酒産業発展の新しいモデルとして提示して支持を得ていた⁽²⁶⁾。寧夏政府も、「小酒庄・大産地」をワイン産業発展の戦略として公式に打ち出している。現在「西夏王酒庄」、「賀蘭晴雪酒庄」、「類人首酒庄」、「夢沙泉酒庄」、「王朝酒庄」、張裕「十五世酒庄」、長城「雲漠酒庄」、「夏桐酒庄」など「酒庄」を有するワイン会社がほとんどである。寧夏政府は、別途「酒庄」のワイン生産に関する規則を制定し、「酒庄」の格付けも進めている⁽²⁷⁾。

ワインの生産や品質保証に関しては、第1に、政府において苗の標準、葡萄品種の規制を制定・公表することなどが規定された（第20条）。第2に、苗（第21条）およびワイン用葡萄（第22条）の生産と流通に関して許可制をとることが規定された。第3に、ワイン用葡萄の生産（第24条）及びワインの醸造・生産（第25条）に関する禁止事項が規定された。第25条の規定は、産地外の（葡萄）原料使用を禁止しており、この賀蘭山で醸造・生産されたワインは、当該産地の葡萄原料を100%使用することになる。これは、前記の第12条規制に合致する規定である。ワインの国家標準では、産地の葡萄80%以上を使用することが地理的表示の条件であるが、これは、言わば上乘せする規制となる⁽²⁸⁾。また、ワイン産地表示の標識・ラベルに関しては、「賀蘭山東麓葡萄酒」産地表示を示す標識や「証明商標」の申請と使用に関する規制が詳しく規定された（第29条から33条）。

最後に、この条例では詳細な罰則規定を設け、特に禁止行為の違反に関する罰則規定が明記された。第34条では上記の第24条違反の場合、改正を命令した上苗没取や5千元以上5万元以下の罰款規定、また、同35条では上記第25条違反の場合、葡萄酒の没取、また価額の50%以上、3倍以下の罰款、さらに、同36条では関係規定の違反で違法所得の没取、最大で営業額の5倍以上、10倍以下の罰款が明示された。同時に行政罰に関する不服審査、行政訴訟の規定

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

があり、さらに政府職員の条例違反に関する責任と処罰の規定も示されているが、第38条における政府責任者の処分規定がかなり一般的である。

以上の紹介と検討から、次のことが言える。

第1に、地方政府主導と規制のもとで、ワイン産地の形成と発展が図られている。言わば、「政府によって作られるワイン産地」の形成である。ワイン産地の開発計画からはじめ、葡萄の苗の生産・葡萄の生産・ワイン生産の許可制、産地保護、葡萄原料の規制、産地外葡萄の使用禁止などが規定されているように、ワイン生産の全過程に関わる形で規制が行われるようになった。

第2に、産地におけるワイン生産者は、すべての原料が産地の葡萄を使用すること、またシャトー「酒庄」におけるワイン生産は、自家生産する葡萄を原料としすべて「酒庄」で醸造・生産・貯蔵することが明記された。寧夏のワイン産地規制は、ワイン国家標準以上の規制であり、すこし極端な表現に換言すれば、このワイン産地は、完全に閉じた空間として地方政府の統制のもとで形成されようとしている。

第3に、罰則規定も結構厳しいであることも指摘したい。ワインの国家標準においては罰則規定がないが、国家標準化法の細則規定では、国家標準に違反する商品を生産した場合、商品価値の20-50%に相当する罰款、また責任者に対しては5千元（日本円で8万程）の罰款が規定されている（標準化法実施条例第33条、1990年）。それらの規定に比較すると、寧夏の条例における罰則規定は詳細で、かつ厳しいと言える。中国の法制度における処罰規定（行政罰）は軽いと一般的に言われるが、寧夏の産地形成における処罰規定が厳しくなっている。前述したように、ワイン国家標準による「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒（GB/T 19504-2008、資料15）は推奨的標準であるが、「賀蘭山東麓葡萄酒産区保護条例」（資料16）は、地方議会の立法である。寧夏ワインの地理的表示に関わる強制の主導権は、地方政府に委ねられたと解釈できるかもしれない。その意味において罰則規定の強化として理解すべきであろう。ただし、具体的

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

にどう執行するかは別問題であり、地方保護主義が批判されている状況では、地方条例上の罰則強化とその具体的な実施とは異なってくる可能性があるため、検証が必要である。また、政府職員や責任者の違法行為に対する処罰規定がかなり一般的であることも強調しておきたい。

寧夏のワイン産地保護条例がどのように実施されているかは、非常に調査・研究に値する部分であるが、いくつかのワインラベルを確認する限り、「賀蘭山東麓葡萄酒産区」と表示する記載が見られる。ただ、面白いことに条例の実施式典が開催された寧夏自治区にある張裕ワイン会社のシャトー「摩塞尔十五世酒庄」のワインラベルを確認する限り、「地理的表示産品・賀蘭山東麓葡萄酒」を示す地理的表示の記載や「標識」は見当たらない。張裕の「十五世酒庄」から販売されているワインでは、葡萄産地を「寧夏張裕酒庄葡萄園」、ワインの産地を「寧夏銀川市」（当該酒庄の所在）とするものの、特に「寧夏賀蘭山東麓葡萄酒産地」のワインを宣伝していないのである。張裕ワインの当該「酒庄」は、寧夏ワイン産地にあり、条例が規定する「酒庄」の基準（当該ワインナーにおける葡萄の自家生産、ワインの一貫生産・醸造など）をクリアしていると推測されるが、「賀蘭山東麓葡萄酒産区」のワインよりも張裕ワインや「摩塞尔十五世酒庄」のワインが優先的に（ラベル表記）表示されている。張裕ワインにおいては、「国家地理的表示産品保護産地」で醸造されたワインということより、「張裕」のワイン、また、張裕の寧夏「摩塞尔十五世酒庄」で生産されたワインということの方が、消費者にとってはもっとも喚起的価値のある材料と判断されたのである。

現在、中国において地理的表示が保護されているワインは、寧夏ワインのほか、河北省昌黎葡萄酒（秦皇島市）、山東省烟台葡萄酒、河北省沙城葡萄酒（長城ワインの本部が所在）、遼寧省の桓仁氷酒（アイスワイン、張裕ワインのアイスワイン産地）などがあり、同様に地理的表示ワインとしてワイン国家標準などにより規制・保護されている。これらの産地において、どのように実際規制され

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して
ているのか、産地保護の実態、またその比較研究が、課題となっている⁽²⁹⁾。

4. 「産地」を巡る政府、生産者と消費者

以上、本稿は中国におけるワイン生産に関する国家的規制、特に地理的表示となる産地保護に関する諸規制、また寧夏自治区における産地保護条例を分析してきた。次に、ワインの地理的表示に関して若干の議論をしていきたい。

中国では、ワインに関わる政府の規制、とくにワインの産地保護に関わって多様な政府機関により多様な制度・規制が整備されている。すなわち農産物の地理的表示が農業部によって規制されて、ワインの原料である葡萄は、農産物として地理的表示の規制を受けることになっている。そして商標法に関わって（商標局）地理的表示制度もあり、団体商標、証明商標制度が整備され、規制されている。さらに、国家品質総局による商品の品質規制、特にワインの国家標準が制定され、またワインの地理的表示制度が制度化されており、現在約10のワイン（葡萄酒）産地が国家標準における地理的表示制度によって保護されている。

多様な政府機関の多様な規制は、重複と混乱をもたらしているのではないかと指摘したが、考えてみれば、これらの諸規制は、いったい「生産者の利益」、
「消費者の利益」、あるいは「ワイン市場の形成・秩序維持」に寄与するのは、
真剣な検討が見当たらない。ワインの市場形成や品質確保における政府の役割
は無視できないが、ワインの地理的表示に関する多様な規制から、計画経済の
名残かどうかは別にして、そこでは政府の過剰な規制があるのではないかと指
摘したい。この政府主導による市場形成や品質確保の規制は、寧夏地方政府に
よるワイン産地創出の主導と規制に典型的に見られる。政府主導による市場形
成、生産規制が常によい結果がもたらされるとは限らないことは、中国にお
ける食品安全の問題を考えれば、理解可能であろう。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

ワイン（葡萄酒）は、歴史的には、異国的・西域的・辺境的記憶と結びついている。中国の近代においてワインは輸入ものであり、西洋的なイメージがあり、また、そう記憶されている。現在に至っては、大衆消費に押された形で政府の規制によって中国的ワイン産地が形成されようとしている。

（1）「テロワール説」と「産業政策説」

ワインの産地（原産地）問題をどう理解するかは、議論が分かれており、また地理的表示の保護を巡る諸制度の国際的な調整は、原産地の位置づけをどう理解するかを巡って対立し、妥協が進められている⁽³⁰⁾。国際的には地理的表示に関する保護の諸規制が多様であるが、およそ次の2類型に分類できる。すなわち、第1にフランスなどの南欧諸国（そしてEU）に代表されるように地理的表示に対して独自の保護を与えるという政策の類型がある。第2に、米国に代表されるように、不正競争法や商標法の枠組み（特に団体商標制度又は証明商標制度）等をもって保護するという政策の類型がある。ワインに即して言うならば、その政策の相違の背後にあるのは、いわゆるワインの「旧世界」と「新世界」との間に、ワインの産地・原産地に関する認識の相違が存在するのである⁽³¹⁾。

さて、ワイン市場ではワインの産地や原産地の認識に関する2つの基本的な理解が存在している。第1に、「テロワール説」である。すなわち、葡萄やワインを生産するその産地（土地や自然環境）がワイン産品の特質との間には不可欠な結合があり、ワイン、とくにその原料となる葡萄の生産においてはその産地の気候（日照時間など）、土壌等によって左右されるとされる。原産地保護の対象となる葡萄やワインは、産地以外で同等品質の商品を複製することが不可能と理解される。現在、産地ワインなどの商品の品質とその産地との間には、「本質的な結びつき」があることが地理的表示や原産地の登録・保護の要件となっている。「テロワール説」では、もちろん、醸造する技術などを否定するものではないが、その影響を非常に小さいものとすることに特徴がある。ワイ

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

ンの醸造技術よりもワインの産地（葡萄の産地）の自然環境がワインの品質に与える影響が大きいと主張するのである⁽³²⁾。

「テロワール説」は、主にフランスなどの南欧諸国（そしてEU）において地理的表示保護制度を正当化する際に用いられる議論であるが、この「テロワール」という概念自体が疑わしいものであるとする議論が多いことも指摘したい。例えば、農産物であっても、当該産地で生産されなくても現代の技術をもってすれば同じ特質のものが生産可能であり、工業製品である場合、現代の生産技術をもって加工することで大量生産が可能であるとの指摘が、反論として提示される。ワインの「テロワール説」に対する反論は、まさに品種の選択や調合、また醸造する技術をもって同品質のワインを生産できると主張し、さらに「テロワール説」がイデオロギーであると厳しく指摘する議論がある。

葡萄やワインの生産において、自然環境とする気候や日照時間、降雨量、土壌の排水性などは重要であるが⁽³³⁾、品種の選択、苗の生産、葡萄園の管理、水の管理や農薬の処理も不可欠で、また自然環境は、ありのままの自然ではないし、多くの場合、人的に働きかけの結果（土壌の改良、農薬など）でもある。さらに産地保護の認定に際して、実際は自然的な要素のほか、人文的要素（伝統、社会的評価）も考慮することなので、政治的合意の部分が無視できない。歴史的には、産地の線引き（産地内と産地外）では紛争を伴う場合がよく見られる上、「ワイン産地」という概念が政治的ものと指摘する議論もある⁽³⁴⁾。

産地規制に関して、「テロワール説」を否定する場合、ワインの産地保護に特化した制度を用意するよりも、農業の保護・発展、産業発展、消費者保護といった政策目的を実現するために一般的な制度をもって対処する傾向がある。

「テロワール説」に対して「産業政策説」といってよい。すなわち、ワインの産地を保護・規制する制度を構築するが、その場合、ワイン以外の商品同様に、既存の商標制度や知的財産権保護の諸制度で対応することが多い。商標などの保護制度をもって当該地域の特定の産業の信用、知財を保護し、あわせて消費

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

者や取引相手を保護することを通じて産業の発展を目指すことになる。現に、ワインのいわゆる「旧世界」に対して、アメリカなどのいわゆる「新世界」では、ワインの地理的表示の制度化に消極的であるが、既存の商標制度や知的財産権保護の諸制度でワインの産地を保護し、産地を明示することにより、そのワイン産業発展の政策目的を達成しようとしている⁽³⁵⁾。

しかし、多様な品種で多様な産地でワインが生産され、それぞれ相対的に固定的な消費者が存在する場合に比較して、グローバル化の時代においては世界のワインが消費者を奪う合うように激しく競争する。その国際的競争の状況では、ほかのワイン産地と差別化を図るため、ブランド戦略を推し進め、由緒あるワインの産地を前面に押し出して、その特異性・差異性を強調する必要、また市場戦略も生まれる⁽³⁶⁾。ワインのその土地に根ざして持っている個性を強調する主張（テロワール説）はワイン市場における生産者などの商品戦略としても理解することが可能である⁽³⁷⁾。その意味においてワインの「テロワール説」は「産業政策説」でもある。

ワイン原産地保護政策、あるいは地理的表示の制度化は、「テロワール説」か「産業政策説」かの相違はあるが、政府にとっても生産者にとってもプラスになる制度である。産地の保護や設定は産業政策の目的達成にとっても、そして生産者の市場戦略にとっても、有益な制度である。地理的表示の保護を巡る国際的な制度の調整は、いまだ成熟していないと言われながら、（資料7を参照）ある程度進行しているのは、そのためである。

他方、ワインの地理的表示の認定や保護に際して、当該産地ワインの品質確保が常に要求されるので、産地保護によるワイン品質の確保は、消費者にとっても利益となる場合がある。もちろん、同じワインであっても産地（また収穫年など）により値段の相違が大きく、ワインの高値をもたらしていると思われる部分も否定できない⁽³⁸⁾。

(2) 政府による「産地」(テノワール)の創出

以上の議論から、中国におけるワイン産地の保護、地理的表示の制度化をどのように考えればよいか、検討してみる。

中国の飲食・飲酒において、ワインは依然マイナーな存在である。歴史的に見た場合、「張裕ワイン」ではその近代的記憶や歴史(1892年以後の歴史など、資料3を参照)を語るができるが、多くのワイン産地は、30-40年ほどの歴史しかない。改革開放以後のワイン製造及びそのワイン産地形成の歴史では、まだ「伝統」が語られない状況である。本稿が検討する寧夏のワイン産地も、30数年の歴史でしかなく、そこではまだ語られる「伝統」はないといってよい。寧夏ワインを含めほとんどの産地ワインの「伝統」はこれからの創造によるものである。そして、その「伝統」の創造に政府の積極的関与を確認することができる。政府のワイン産業の発展における積極的な関与と規制がその文脈に理解することができる。ワインの地理的表示の制度化が「産業政策説」に沿った形で展開されてきたと言ってよいであろう。

第1に、中国政府は、短期間でワイン国家標準(基準)など諸規制を明文化した。1994年ワイン国家標準は推奨的であるが、2006年では強制基準を設定した。本稿が検討するように、中国においてワインの生産や流通に関する規制が多いことに驚きを禁じ得ない。ワイン法の主たる要素となるワインの定義、産地規制、ラベル表示規制は、その具体的中身の善し悪しはともかく、中国ワイン産業では、ワイン法の国家規制としてある程度すでに形成されていると言える。これは計画経済の名残があるからこそ、産業政策として迅速に介入・規制が可能になったと考えられる。

第2に、地理的表示の規制に関わって複数の政府機関が多様な形で関与している。農業部による農産物の地理的表示の規制、商標局によるワイン産地の商標的規制(地理的表示商標制度)、国家品質総局による地理的表示保護制度が実

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

施されている。農産物の地理的表示では、産地の農産物の品質及びその特徴と産地そのもの自然環境及び歴史・人文的要素との決定的関係性、また商標法による地理的表示では、産地商品の特定の品質・社会的評価・特徴と産地の自然的要素、人的要素との決定的関係性、地理的表示製品保護制度では特定の地域から産出される製品の品質・社会的評価・特性と産地の自然要素及び人的要素の本質的關係性が政府によって審査され認可を経て命名あるいは保護される。現在、資料10に見るように、国家品質総局では10のワイン産地を地理的表示製品の保護産地と認定している。これらの産地では、その産地の自然環境の形成も含めて政府の産業政策（産地政策）の働きの対象となっている。産地ワインは、ワイン製品の品質、そしてその歴史・人文的要素、社会的評価もいずれも、すでに歴史的に形成されているというよりも、政府のワイン産業に関する諸政策や規制によって創造されようとしている⁽³⁹⁾。

第3に、この地理的表地に関わる産地の認定過程においては、県以上の地方政府の関与が重要であり、そこには政府の積極的な関与・産業政策的な特徴が見られる。各種制度の規定は異なるが、地理的表示の登録・認定では、いずれも地方政府の許認可を得て行うものである。ワイン産地の形成において、各地方政府間の政策的な競争が制度的に埋め込まれているといつてよい。とりわけ寧夏では、ワイン産地の形成においては誇らしい歴史をもっている煙台との競争を見ることができる。寧夏（2012年）は煙台（1987年）に数年遅れて、国際ワイン機構 OIV にオブザーバーとして参加している。

寧夏では、この競争の先頭に立って産地保護の地方条例を成立させ、苗の生産、葡萄生産、ワインの生産、産地ラベル（標識）の使用などにおいて地方政府の全般的規制（主導と許認可）を法的規定として確立させた。寧夏のワイン産地の自然環境は産地の認定や条例の実施にともなう保護によって形成・変容していくし、またその産地のワイン製品に関する「人的要素」、「社会的評価」も現在、そしてこれからの創造にかかっている。ワイン生産における「土地と

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

品質」の決定的な結合が政府によって積極的に創出されようとしている。寧夏ワイン産地においては、産地における原料の100%使用を規制することによるように、産地外（他者）に対する規制（禁止）を持って、他者に対する特殊性を主張し、また差異化を図っている。寧夏ワインの「伝統」がこの地域でどれほどあったのかはともかく、ワイン産地の形成においては、政府による主導と規制からやがて「ワイン産地」の「伝統」が生み出されていくであろう。このワイン産地の「個性」は、この産地の「伝統」の創造に係っていると言える。産地保護、地理的表示制度の構築は、地方政府の産業政策である。

中国政府は、グローバル化の中で、ワインの原産地あるいは産地の保護（地理的表示の制度化）を通じて、ワイン産業の発展を積極的に規制してきた。その過程で中国ワイン産業ではワインの「旧世界」とされる南欧、とりわけフランスなどへの傾倒があると見てよい。中国のワイン消費市場においても、フランスワインへの憧憬が見られる。ワイン生産における「酒庄」へのまなざしは、その現れであろう。アルコール協会が「酒庄」のワインに独自の標識を与えようとしているのもそのためである（資料11を参照）。そして、寧夏の産地保護条例におけるワイン「酒庄」の規制（同条例第13条）、また「小酒庄・大産地」モデルをワイン産業の発展戦略としたのもその背景がある。ワインの産地は、政府の主導によって創出されようとしている。中国ワイン産業・ワイン産地の形成においては、「テロワール説」が可能であるならば、政府による「テロワール」の想像、そして創造となっている。

「歴史」は「想像」され、「創造」される。「伝統」もまた、同様である。寧夏産地ワインの「品質」・「社会的評価」・「特性」は、ワイン「産地」の創出にかかっている。ワインの「テロワール説」のイデオロギー性を指摘する議論を紹介したが、それはともかく、寧夏ワイン産地においては、政府の規制によって寧夏ワインの品質や特性、独自性を創出する展開が進行中である。言わば、政府の産地保護政策による「テロワールの創造」である。「テロワール説」と「産

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して
業政策説」は、中国のワイン産業では共存し、両立していると言える。

(3) ワインの産地・地理的表示と品質

地理的表示の制度化、産地の保護規制は、ワイン生産企業にとっては、おおむね利益となるであろう。産地ワインの地理的「名声」「評価」が大きな市場価値を伴う場合、実際にその地域の商品が独特な性質（テロワール）があるかどうかに関係なく、排他的支配によってその地域のワイン生産者に大きな利益をもたらされる。ただ、ワインの生産者にとっては、産地保護商品、地理的表示商品を明示することによって得られるワイン商品の市場価値よりも、ワイン会社のブランド力、市場的・社会的評価が高い場合、ラベル表示における選択の問題が生じる。張裕ワインが「1892」をラベルなどで強調すること、あるいは同会社の「解百納」ワインラベルにおける「1931」あるいは「1937」の表示にこだわっているのは、そこにおける当該会社の歴史的な名誉・名声・評価があるからである。ちなみに、張裕ワインは、2017年に「解百納」の商標登録80周年記念行事を開催した。

最近中国のワイン会社は、ラベルにおいては葡萄の産地、ワインの醸造地を明示するようになっているが、産地を跨がった葡萄の調達などもラベルからは確認できる⁽⁴⁰⁾。産地を超えて原料を調達してワインを生産する場合、当然、産地規制との調整問題が生じる。例えば張裕ワインの「張裕醉詩仙」（辛口赤ワイン、テーブルワイン）は、新疆の葡萄原料をもって煙台で醸造されたものであり、そのワインのラベルは、表では「天山葡萄」の文字（新疆の天山山脈の葡萄と自然に連想）、駱駝が描かれており、裏ラベルでは、新疆原料、煙台製造となっている。新疆は中国では葡萄生産の一番大きな産地であり、張裕ワイン会社は、新疆で醸造用葡萄の産地を確保している。また、張裕の白ワイン「海岸風情」（テーブルワイン）の醸造地は煙台で、葡萄の産地は「新疆と煙台」と表示されている。これは、テーブルワインに限ったことではない。「張裕高級辛口葡萄酒」

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

特選級、また「張裕品麗珠（カベルネ・フラン）辛口葡萄酒（張裕百年）」は、いずれも産地は煙台で葡萄は張裕葡萄園（煙台と新疆）と表示されている。長城ワインも同様であり、例えば新疆の葡萄をもって寧夏で醸造となる長城ワインも見かける。産地を超えて葡萄を調達しワイン生産をした場合、寧夏のように規制される「地理的表示」を表示できるワインではないが、ワイン会社の市場的・社会的評価、ワイン商品のブランド力によって消費されている。

ワインの産地問題は、ワイン品質とも関係する問題であるが、消費者にとっては、現在、ワインの産地あるいは地理的表示は、ワイン品質を示す決定的な指標になっていないと言って過言ではない。それよりも商品名、会社名、値段、ワイン会社の独自の等級規定などが判断の材料となっている。ワイン産地（地理的表示ワイン）は、消費者にとっては、品質を判断する材料の一つでしかなく、またもっとも重要な判断指標ではないかもしれない。

考えてみれば、葡萄酒の国家標準では、「地理的表示」保護ワインの位置づけは、決して明白ではない。単的に言うと、地理的表示ワインの品質評価の規定は、ワインの国家標準には強制基準としてない。同時に、地理的表示ワインが高級ワインという市場的評価は、中国では確立されていない。これは、「地理的表示」保護対象のワイン産地は、伝統がないこと、あるいは歴史が短いとも関連している。中国のワイン産地は政府の介入によって政策的に規制して発展してきたものである。ワイン産地の「人文的要素」「社会評価」も、ワイン市場では、「伝統」と言われるほど形成されていない。したがって「地理的表示」のあるワインがすなわち格付けの高いワイン、品質のあるワインという評価は、市場的に確立されていない。もっと言うと、中国ワイン産地における「テロワール説」が確立されていないとも言える。

中国のワイン市場では、産地の創出、地理的表示ワインの生産が消費者にとっての意味合いが不十分である。それは、産地間の比較の基準、あるいは同じ産地で生産される（各社あるいは同じ会社の）ワインの品質・等級の判定仕組みが

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

確立されていないこととも関連する。前掲の張裕ワイン「解百納」の「珍藏級」（資料13を参照）は、産地（醸造地）は「煙台市」、葡萄産地は「張裕煙台葡萄園1区」となっているが、消費者にとっては張裕ワイン、また「珍藏級」ワインなどが大きな判断材料となっている。「珍藏級」という等級表示も「張裕煙台葡萄園1区」という葡萄畑の格付けも、張裕ワイン独自のものである。ワインの品質等級判定、また葡萄畑の格付けの仕組みが中国ではまだ形成されていない。「小酒庄・大産地」の発展戦略においても「酒庄」の格付けとともに「産地」の格付けがどうなるかは課題であり、それが政府によって行われるのか、市場における歴史的定着と評価になるのかは、今後の課題である。

繰り返すが、地理的表示の保護や産地の規制は、ワインの品質管理・品質向上に寄与するが、ワインの品質評価・等級識別に関する縦と横の比較の仕組みが、産地の発展と規制とは別に必要である。中国では、統一的な葡萄酒の品質等級システムがまだ形成されていない⁽⁴¹⁾。中国ワイン産業は現在、形成・発展する中で、ワイン産地の拡大が継続している。寧夏ワイン産地も、「地理的表示」ワインの産地として2004年の認定後4年、再度産地保護の認定を行ったが、それは産地の拡大を伴うものであった（資料10を参照）。しかし、競争あるワイン市場の形成には、ワインの産地間の比較をする基準、また同じ産地の中においても異なる会社、あるいは葡萄畑の相違を比較衡量する仕組みが必要である。これは、消費者にとっては重要なことである。「小酒庄・大産地」を戦略とする場合、ワイン「大産地」の比較はもちろんのこと、葡萄畑、「小さい酒庄」の品質管理・格付けの歴史的形成为必要であろう。現在、葡萄園（葡萄畑）とシャトーワイナリーの品質管理や品質評価において一歩リードしているのは寧夏ワイン産地である⁽⁴²⁾。

5. 展望

行政学者としては、地方の県政府、そして省政府、さらに中央政府の各機関との調整に見られる中央地方関係の分析はもちろんのこと、中央政府の多様な政府組織（農業部、商標局、国家標準に関わる品質総局）の組織間関係及びその地方組織との複雑な関係の検討・分析が、興味深い課題である。さらに、地方においては地方政府担当機関、「事業単位」となる専門組織、協会組織、またワイン生産者としての国有企業、地方政府所有の公立企業及び私営企業などの関係が、構築途中にある中国の市場経済のあり方を検討する素材ともなる。なお、ワイン産業においては、合弁企業（王朝ワインなど）、あるいは合弁の「酒荘」が多いことも特筆すべき特徴であり、検討すべき課題が多い。

本稿が検討するワインの産地規制・保護に関しては、ワイン産地形成における政府、生産者と消費者などの諸問題をすでに検討したので、ここでは、政策の執行の問題と将来のワイン市場形成における人材養成の2点に限って言及して、本稿を終えたい。

本稿の検討では中国ワイン産業における規制が多いこと、またワイン産業における「テロワール」の政策的な創出を指摘した。政策がそのまま実施されるかどうかは中国では常に問題となっている。「上には政策があれば、下には対策がある」という言い方があるように、政策が骨抜きにされることがよく指摘される。現在、中国のワイン消費では国産ワインが輸入ワインに押されている状況である。その理由の1つはいうまでもなく、中国ワインの品質に関わる問題であり、それはまた諸規制が実施されたかどうかの問題とも関係している。

ワイン産業に関する規制が多いが、その規制の多くは、ワインに限定されたものではない。例えば資料6にあるように、「食品生産許可審査通則」「食品衛生等の管理規制」（食品包装規制、食品生産国家標準、添加剤使用標準規制）など厳

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

しい規制が数多く制定されており、また国家食品薬品監督管理総局なる組織も設置されている。しかし、中国では食品や医薬品の安全問題が社会問題化するほどであり、ワインに関しても「偽葡萄酒」問題も時折登場する。原因の一部は法規執行の問題であり、また腐敗の問題でもある⁽⁴³⁾。ワインの産地規制において環境基準は守られているか、ワインの生産においてワイン国家標準、発酵酒衛生標準、葡萄酒工場衛生規範などの強制標準は確実に執行されているのか、また品質検査において葡萄酒・果実酒通用試験方法などの検査基準はしっかり守られているか、消費者が疑問をもっても不思議ではない。また、中国の経済発展においては地方政府が大きな牽引役であり、地方政府は地方の産業発展を図ると共に、その地方産業を地方の利益、あるいは関係部署の幹部の昇進などを考慮して保護する問題が登場する。食品や薬品の生産においては、地方保護主義的な政策執行が時折、問題とされる。環境基準が執行されなく、また賄賂によって合格証明書が発行され、あるいは品質問題の報道が統制されるような状況が発生している⁽⁴⁴⁾。政府の介入・規制が必ずしもよい市場秩序の形成をもたらしてないといった指摘・分析が多い。政府と市場の適正な関係の形成、公正と開放的な市場秩序の形成にはまだ課題が多い。ワイン市場、あるいはワインの産地保護規制、適正な政府と市場との関係の形成、ワイン品質の向上などの課題を今後も検討していく必要があろう。

他方、1980年代以後、政府の政策方針として穀物酒から果実酒への転換が提起され、また経済成長に伴う生活水準の向上、さらに健康ブームにより、1990年代以後、中国ではワインの生産と消費が好調に推移している。2016年、中国は葡萄の栽培面積が世界2位になったとされ、またワイン生産、消費において現在、世界的に5位か6位辺りで推移しているが⁽⁴⁵⁾、人口・市場規模からしていずれワインの生産と消費が世界一になるのではないかと予想される。ワインの産業はこれかも発展していくであろう。それを見越して中国の大学では最近、相次いで「葡萄酒学院(学部)」が改編・創設されている。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

中国では、食品工業・食品化学を教育・研究する大学あるいは学部・学科が以前から存在している。軽工業食品学院という名前の大学や食品化学部・学科などが全国設置されている。ワインブーム、そしてワイン産業の発展に伴って、いくつかの大学では、葡萄酒学院なる専門の教育や研究組織が再編・設置されている。西安にある「西北農林科学技術大学」に設置されている葡萄酒学院がその先駆者であるが、2000年代に入っては、ワイン学部の設置が1つの流行とも言える状況になっている。資料17は、その一部を整理している。

西北農林科学技術大学は、ワイン醸造やワイン産業の人材養成において、現在もリードしている。当該葡萄酒学院は、1994年4月に西北農業大学に開設され、以後大学合併により1999年に現在の西北農林科学技術大学葡萄酒学院にいたっている。2004年までに10年間にわたり初代院長を担当した李華氏は、ボルドー第二大学でワイン醸造の博士号を取得した専門家で、「小酒庄・大産業」発展モデルの提唱でも知られている。2013年に寧夏大学に開設された葡萄酒学院は、寧夏ワインの産地形成と連動していると見てよいであろう。それは、寧夏大学（農学院が中心）が民間企業である寧夏金龍集団、そしてフランスの大学（Université Grenoble 2）の協力を得て開設した新学部組織である。毎年、ワイン醸造コース80人、ワイン消費と営業（経営）コース80人、またワインを巡る観光文化コース40人の新生を迎えている。中国の地方国立大学としては、学部入学定員（200名）は決して少なくはない。資料17に見るように、新疆と煙台などのワイン産地でも、葡萄酒学院などが創設されている。ワイン市場の拡大に備えて、多くの大学はワイン産業やワイン消費市場における人材養成に力を入れている⁽⁴⁶⁾。

中国におけるワイン消費市場の拡大で、ワイン国家標準の制定と実施、産地の規制と保護の制度化、そしてワイン産業への人材養成の強化が進行中である。今後、中国ワイン産業における政府と市場の適正な関係の形成、またワイン品質の向上（国際的水準へキャッチアップ）のなどがどう進展していくのかがもっ

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

資料 17 中国大学における「葡萄酒学院」などの設置

大学	学院（学部）名	設置時期	参考
西北農林科学技術大学（西安）	葡萄酒学院	1994年4月 （西北農業大学）	初代院長（1994-2004）は、李華。中国初の葡萄酒学院
中国農業大学（煙台校）	食品と葡萄酒学院	2006年8月	中国農業大学（北京）の煙台分校に設置
済南大学（山東省）付属	蓬莱葡萄酒学院	2011年5月	泉城学院（独立学院）に設置
甘肅農業大学	食品科学とエンジニアリング学院・葡萄と葡萄酒学科	2012年	学院に学科設置
寧夏大学	葡萄酒学院	2013年5月	フランスとの合併
新疆農業大学	葡萄と葡萄酒学院	2015年10月	
瀋陽薬科大学	機能食品と葡萄酒学院	2015年11月	葡萄酒専攻は2013年
茅台学院（新設）	葡萄と葡萄酒醸造学科	2017年9月 学院開設	「茅台酒」を生産する茅台集団が新設する大学

資料：各種資料より筆者整理

とも重要な課題であろう。中国のワイン産業が大きな産業になるであろうか、今後も注目していきたい。

付記：

本稿は、明治学院大学法学部内のワイン法研究会における勉強、私の研究報告、また実地調査、市場見聞などを基礎にしている。研究会の代表、蛭原健介教授をはじめ研究会メンバーの皆さん、またワイナリーの調査、見学でお世話になった皆さん、そして資料収集、論文校正で手伝ってもらった法学部の法律科学研究所のスタッフの皆さんに、感謝の意を表する。

（2017年6月10日成稿、毛桂榮，MAO Guirong）

注

（1）山本博（2009）、蛭原健介（2014）を参照。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

- (2) 花井四郎 (1992), 廣居健 (2008), 李・王 (2010), 唐ほか (2012)などを参照。
- (3) 唐ほか『中国葡萄酒文化』では、葡萄酒に関わる漢詩 16 篇を収録している。同書, 181-185 頁。
- (4) 李・王 (2010)『中国葡萄酒』では、2007 年のデータとして中国ワイン生産に 500 の会社があり、その中で張裕 (煙台), 長城 (北京), 王朝 (天津), そして威龍 (煙台), がワイン総生産量の 5 割を超えると指摘している (同書, 127 頁)。このワイン市場の状況は、今も変わっていない。ちなみに、4 位の威龍は本社は煙台であるが、涼州であった武威にて有機ワイン産地を構築し、有機ワインの生産に力を入れている。
- (5) 中国のワイン産地について諸説があり、本稿の資料 4 ではその一例を挙げている。唐ほか (2012) では 10 のワイン産地をあげ (同書, 59 頁), また李・王『中国葡萄酒』では、13 のワイン産地を同書の「下篇」で詳細に紹介している。
- (6) 李・王『中国葡萄酒』では、「赤霞珠」(Cabernet Sauvignon, カベルネ・ソーヴィニヨン) が中国で一番多い品種であり、その次は「蛇龍珠」(Cabernet Gernischt, カルメネル) と紹介し (125 頁), また「蛇龍珠」なる品種がどういうものを分析している (同書, 52 頁)。ちなみに、ワインに関する用語・訳語の問題に関しては、国家品質総局において「輸入葡萄酒関係術語翻訳規範」(意見徴収原案) なる推奨標準の文書 (百頁余り) が 2014 年に作成されており、意見を徴収して正式に公表したかどうかは不明であるが、当該翻訳規範の草案では、葡萄品種のほか、ワイナリー、シャトー名、格付けなどワイン関係の各国語の中国語訳が示されている。ワイン用語 (訳語) の「標準」として推奨されるものである。当該資料をみると、葡萄の品種名などの中国語表示が統一されていないことがわかる。
- (7) 李・王『中国葡萄酒』, 126 頁。
- (8) 唐ほか (2012)『中国葡萄酒文化』, 38 頁以下では、ワインの品質規制に着目してその発展を整理しており、参考になる。
- (9) 私のワイン体験は 1986 年頃で、(上海にて) 最初に購入したのは「通化葡萄酒」であった。ワインが「水ばい」という記憶がその後ずっと残っていたが、「通化葡萄酒」という名前を覚えたのである。張裕ワインの初めての体験は不明であるが、王朝ワインや長城ワインを知ったのは 2000 年代になってからと思う。ちなみに、中国で有名な甘酒で「桂花陳酒」ワインがあるが、それを「葡萄酒」(ワイン) と意識・認識したことはなかった。
- (10) 唐ほか『中国葡萄酒文化』20 頁, 117 頁など。
- (11) 李・王『中国葡萄酒』, 137 頁。
- (12) ワイン国家標準の前書きでは、標準作成の経緯に関する状況が若干記入されている。すなわち (1) 標準 (案) は中国軽工業聯合会が提出したもので、(2) 標準は、

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

全国食品工業標準化委員会酒醸造分科技術委員会の主管，(3) 標準案の作成に関わった組織は，中国食品発酵工業研究院，煙台張裕葡萄酒製造酒株式会社，中国長城葡萄酒有限公司，中国フランス合営王朝葡萄酒製造酒有限公司，国家葡萄酒品質監督検査センター，新天国際葡萄酒業株式会社，甘肅莫高実業発展有限公司葡萄酒分社，(4) 標準案の起草者は，康永璞，李記明，田雅麗，王樹生，朱濟義，陳勇，董新義，田栖静（計8名）。その中で軽工業連合会，標準化委員会技術委員会などの組織の検討・分析については省略するが，張裕ワイン，長城ワイン，王朝ワインなど業界の大手ワイン会社，また業界団体が標準の作成に関わったことが明示されている。8名の起案者は，私が調査した限り，その所属（当時）は，次のようになる。康永璞（飲料工業協会），李記明（張裕ワイン醸造責任者），田雅麗（長城ワイン），王樹生（王朝ワイン），朱濟義（葡萄酒品質監督検査センター），陳勇（食品工業協会葡萄酒専門委員会，新天国際葡萄酒業），董新義（甘肅莫高実業発展の醸造責任者），田栖静（食品発酵工業研究院）である。要するに8名の起草関係者は，案の作成に関わったと記されたワイン会社・組織の責任者・関係者である。中国の規制の法制化における企業・業界組織の実質的関与がここでは示されたと言える。規制の形成・実施における政府（規制組織）と業界・企業との関係の問題は，日本との比較を含め興味深い課題である。但し，本稿が指摘する政府による規制・介入と業界の企業・組織のルール形成における実質関与が矛盾するものではないことを指摘したい。

- (13) ワイン国家標準 GB15037-2006 では，OIV の諸ルール（2003年版）を参照したと前書きに記載されている。また，国際ワイン機構 OIV への中国加盟に関しては，交渉・協議の情報（加入に関する覚書の交換など）が断片的に伝えられているが，詳細は不明である。Richard Mendelson(2011), chapter 10 (395 頁以下) では，OIV の歴史，組織，加盟などに関して詳細な分析を行っており，中国との関わりにも言及している。
- (14) 「団体商標」「証明商標」と地理的表示の法的検討は，遠藤（2001），青木（2008）を参照。
- (15) 中国の商標登録を担当する工商行政管理総局の商標局のデータ（http://sbj.saic.gov.cn/tz/201601/t20160112_165883.html）では，地理的表示を登録した商標の総数だけが公表されている。詳細なリストは未見であり，地理的表示のワイン商標の詳細は確認できない。外国からの地理的表示の商標登録 83 件には，2015 年の数字であるが，日本からの登録はない。
- (16) ワイン国家標準 2006 では，添加物など詳細な規制が定められているが，面白いことに「酸化防止剤」となる「山梨酸」の名称があり，それは，ソルビン酸 (Sorbic acid) のことである。漢字表示を見て，「山梨・酸」か，と一瞬思ったが，当然日

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

本の「山梨」とは関係ない。「山・梨酸」とも思ったが、「梨酸」なる用語はない。訳語形成の経緯は不明。

- (17) 蛭原健介 (2016, 2017) の論文などを参照。
- (18) 資料 (a) は、国家地理表示産品保護ネット (<http://www.cgi.gov.cn>) に掲示された葡萄酒（葡萄以外の果実酒を除外）を整理したもので、認定時期については、公告の日時を示したもので、実施日でもある。資料 (a) と (b) とでは、いくつかの相違があり、検証が必要。
- (19) 中国におけるワイン醸造・生産における「酒庄」（シャトー）の流れを作ったのが、張裕・カステルシャトー（2002年合併）の開設であったと考える。以後主要ワイン製造会社はいずれもワイン「酒庄」を持つようになった。それはワイン生産のほか、製品のカスタム製造、観光、結婚撮影などのビジネスを総合したものとなっている。毛桂榮「中国ワイン産業における「小酒庄・大産地」の発展戦略」を参照。
- (20) 詳細な検討は、管育鷹（2011）年のほか、遠藤誠（2001）、日本国際知的財産保護協会（2012）などを参照。
- (21) 中国で販売されているワインは、白酒の影響であろうか、パッケージ包装（箱）が多い。安いテーブルワインを除き箱ワインが基本であり、外箱のデザイン・表示も重要。
- (22) 張裕ワイン会社は、「解百納」が「赤霞珠」「蛇龍珠」などをブレンドして1931年に製品したワインの名前としてその意味が包容性（百納と解する。海納百川＝海、百の川を納める）にある（Li 2011, p. 55）と解釈し（1931の標識の解釈）、また、1937年に中華民国に商標を申請し許可されたこと（1937の標識の主張。商標許可資料は南京にある歴史博物館に所蔵）、さらに1952年から1992年までに複数回商標登録の申請をしたことを所有権の帰属根拠にしている。2002年に正式に商標局より商標の登録が認められたが、複数のワイン企業から商標取り消しの申し立てがあり、専門家委員会（不服審査）も商標の帰属が張裕ワインにあるとの最終裁定が2008年に出された。同年、裁判所（法院）への提訴で司法的紛争に発展し、2010年に和解が成立し、「解百納」商標は張裕ワインに属するが、長城ワイン、王朝ワインなど6大ワイン生産企業のみがその名前を（正当（無料）に無期限に）使用することが許されることになった。したがって現在、張裕「解百納」ワインのほか、長城「解百納」ワインなどが見られる。
- (23) 地理的表示の標識の検証は、日本国際知的財産保護協会（2012）を参照。
- (24) 寧夏ワイン産地を「中国のボルドー」と表現したのは、*Hugh Johnson's Pocket Wine 2017*（243頁）に見られる。また児島『ワインの教本2017年度版』では、寧夏ワインが国際コンクールで多数受賞したこと、「中国最高のテロワール」ではないかとの評価に言及している（同書、198頁）。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

- (25) 国家地理表示産品保護ネット (<http://www.cgi.gov.cn>) で公表している各種地理的表示の資料は、不完全な資料が多い。原資料の PDF データがアップされた寧夏ワイン地理的表示の認定資料は珍しいと言える。資料は 2008 年版であり、現在実施されている規定は更新されているかもしれないが（産地範囲の拡大など）、ワイン産地の地理的表示の認定に関する概要を理解する上で参考になるということで紹介した。また、寧夏ワインに関する技術資料と当該産地の認定企業のリスト（18 社）も当該ネットにはあるが、必ずしも最新のリストとは限らない。2013 年開業した張裕ワインの当該産地にある酒庄の名前は、この 18 社のリストに含まれていない。
- (26) この「小酒庄・大産業」ワイン発展モデルについては、李華・王華（2010）、李華（2014）の論文を参照。李は、ボルドーでワイン醸造を勉強したもので、ボルドーのシャトーを念頭にあったのである。そこでは酒庄（chateau）ワインとそのほかのワインとの区別を説き、酒庄ワインの定義や法的規定（原産地ワイン、AOC ワイン）などを分析している。毛桂榮「中国ワイン産業における「小酒庄・大産地」の発展戦略」を参照。張裕ワインは、現在中国では 6 産地（烟台のほか、新疆、寧夏など）を開拓し、その中で 8 つの「酒庄」を有しており、その名前は「張裕巴保男爵酒庄」（Chateau Changyu Baron Balboa in Xinjiang）、「張裕摩塞爾十五世酒庄」（Chateau Changyu Moser XV in Ningxia）、「陝西張裕瑞那城堡酒庄」（Chateau Shaanxi Changyu Rena）、「北京愛斐堡國際酒庄」（Chateau Changyu Aflip Global）、「遼寧張裕黃金水谷冰酒酒庄」（Chateau Changyu Golden Ice Wine Valley in Liaoning）、「烟台張裕卡斯特酒庄」（Yantai Chateau Changyu-Castel）、「丁洛特葡萄酒酒庄」（Tinlot Wine Chateau in Yantai）、「可雅白蘭地酒庄」（Koyac Brandy Chateau in Yantai）であり、いずれも Chateau（シャトー）と表している。また下記の記事は、張裕ワインのシャトーを紹介している。Mark Ellwood, “China Is Building a Disney World for Wine”（2017 年 5 月 10 日）：<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-05-09/china-is-building-a-disney-world-for-wine-in-xi-an-and-yantai>（最終アクセス、2017 年 5 月 21 日）。ちなみに、「小酒庄・大産業」と「小酒庄・大産地」とは表現的に（産地と産業）相違があるが、提案の焦点は「酒庄」にあり、その（産地と産業の）相違を無視している。
- (27) 毛桂榮「中国ワイン産業における「小酒庄・大産地」の発展戦略」では、寧夏ワイン産地の「酒庄」格付けの規制を紹介している。寧夏ワイン産地では 2016 年末までに、5 つの 4 級酒庄（賀蘭晴雪、玉泉國際、志輝源石、鉞鉞、巴格斯。2016 年に 5 級より昇級）、また 16 の 5 級酒庄（類人首、禹皇、蘭一、原歌、張裕摩塞爾十五世、賀東莊園、立蘭、迦南美地、森森蘭月谷、長城雲漠、天駿利思、陽陽國際、留世、御馬、銀泰、宝実）を審査・認定している。
- (28) 日本の地理的表示ワインである「山梨ワイン」については、山梨県産の葡萄を 100% 使用することなどが規定されており、詳細は蜷原健介（2014）を参照。地理

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

的表示よりも、「原産地呼称」という産地との関連性を示す場合、産地の葡萄100%使用することがほとんどである。蛭原の『初めてのワイン法』, 148頁などを参照。これは産地保護において共通するものである。本稿では、議論の必要性の程度を考えて、「原産地的呼称」と「地理的呼称」を厳密的に区別していない。

- (29) 例えば、寧夏ワインの産地では、酒庄ワインに関しては、100%当該シャトールの葡萄原料使用とシャトールにおける一貫醸造・生産を義務化しているが、産地によって相違があるのか、気になる問題である。例えば、煙台にある「酒庄」での聞き取り調査では、契約農家より原料を提供してもらうことがかなり多い。地理的表示が制度化された産地の比較検討がワイン品質の問題とも関連し、今後の研究の課題。
- (30) 以下の分析は、下記の論文などを参照して整理したものであり、個別の注記を省略する。遠藤誠 (2011), Justin Hughes (今村哲也訳) (2010-2011), 今村哲也 (2013), 伊藤成美・鈴木将文 (2015), 荒木雅也 (2014), 青木博文 (2008) を参照。「テロワール説」と「産業政策説」のことは、伊藤成美・鈴木将文 (2015) による。
- (31) ワインの「旧世界」と「新世界」の言説に関する批判的な検討は、山下範久 (2014), とくに第1部を参照。
- (32) 北海道でのワイン産地調査では、多くのワイン生産者が「葡萄を極める」方向へワインの質を高める努力をしていると確認できた。中国のワイン業界でも「原料(葡萄)7割, 醸造(技術)3割」の表現(唐ほか『中国葡萄酒文化』, 62頁)があり、よいワインがよい葡萄に係っており、またよい産地(葡萄園)によると主張されている。ちなみに、テロワール(terroir)は、中国語では、(葡萄酒の)「風土」と訳出されている。
- (33) この点を含めて葡萄栽培・ワイン醸造の自然環境などの知識は、清水健一 (1999), Jim Law (2010) などを参照。地質と葡萄栽培からのテロワール研究としては、ジェームスE・ウィルソン (2010) を参照。ヒュー・ジョンソンは、ジェームスE・ウィルソン (2010) への序文では、著者のことを「ワイングラスを持った地質学者」を評している。また中国のワイン産地に関しては、李・王『中国葡萄酒』では、地形、気候、土壌の3点に絞って整理・分析をしている。
- (34) Justin Hughes (今村哲也訳) (2010-2011), オリヴィエ・ジャケ (2012), 蛭原 (2014) 第2章を参照。また、ワインを巡る政治の分析は、Colman(2008) を参照。
- (35) アメリカのワインの地理的表示制度(AVA: American Viticulture Area)については、Richard Mendelson (2011), chapter 6を参照。アメリカのAVA制度は、ワイン産地の境界を規定するが、品種、製造法、品質などについて規定していない。山本博『最新・ワイン学入門』では、AVAのことを「政府公認ブドウ栽培地域」と訳出している(同書, 105頁)。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

- (36) ワインの市場戦略を議論した前田琢磨 (2010) などを参照。
- (37) オリヴィエ・ジャケ (Olivier Jacquet) (2012), また山下範久 (2014), 特に同書第 8 講「テロワールの構築主義」, 第 9 講「テロワールをひらく」を参照。
- (38) ワインの解説書では, 日本酒とワインを比較して, 日本酒にない特徴としてその産地あるいは収穫年によってワインの値段が大きく変化することが指摘されている。例えば弘兼憲史 (2000), 15 頁などを参照。その特徴を説明する根拠はほとんど「テロワール説」。蛇足であるが, 「魚沼コシヒカリ」などのように産地によって米 (コシヒカリ品種) の値段が大きく変化することがある。
- (39) 「地理的表示」の規制においては, 政府の介入が一般的に見られることであるが, 「テロワール説」への批判は同時に, 政府の介入, 官僚制的なものへの批判となる。この点を議論したのは, Justin Hughes (今村哲也訳) (2010-2011) の (2) を参照。
- (40) 産地を越えて葡萄を調達することについて, ワイン国家標準との関係を含め, 唐ほか『中国葡萄酒文化』, 109 頁を参照。
- (41) 唐ほか『中国葡萄酒文化』, 55 頁を参照。
- (42) 寧夏産地の「酒庄」の等級付けについては, 前掲毛「中国ワイン産業における「小酒庄・大産地」の発展戦略」を参照。また寧夏ワイン産地では, 「寧夏産地優質葡萄園評選方法」により, 葡萄園の評定 (3 等級制) も試みている。2016 年までに 3 回実施し, 最高級の 1 級園はないものの, 例えば 2015 年に 2 級の 8 園, 2016 年に 2 級の 4 園の「優質葡萄園」を評定している。注 (27) も参照。
- (43) 中国の腐敗問題を包括的に分析した研究, Minxin Pei (2016) を参照。
- (44) 中国の腐敗問題を厳しく告発・調査したのは, 何清漣『中国政府行為の黒社会化 (中国政府行為のマフィア化)』(2006 年) であり, その内容の一部は, 同「当代中国『官』『黒』- 間接的政治保護関係」(現在中国における政府とマフィアの政治的保護関係) と題して, 『當代中国研究』(Modern China Studies), 2007 年 1 号に掲載されており, 特に地方政府の「マフィア化」の分析が注目される。
- (45) 国際ワイン機構 (OIV) の資料: State of the Vitiviniculture World Market (April 2017) を参照: <http://www.oiv.int/public/medias/5287/oiv-noteconjmars2017-en.pdf> (2017 年 5 月 17 日最終アクセス確認)。
- (46) 銘酒「茅台酒」を生産する茅台集団 (貴州省) が設置する茅台学院は大学 (学生 5 千名規模) として認可され, 2017 年秋から新入生が入学することになっている。白酒の醸造を中心に教育と研究を行うが, 葡萄と葡萄酒醸造の学科が設置されると伝えられている。ちなみに張裕ワインは 1958 年に張裕醸酒大学 (短大) を設置した歴史 (短期で解散) がある。

参考文献：

- 青木博文 (2008) 「地理的表示の保護と商標制度」, 首都大学東京『法学会雑誌』49巻1号に所収。
- 荒木雅也 (2014) 「地理的表示の目的と役割：地理的表示法の制定を受けて」, 法令普及会『時の法令』第1962号に所収。
- 伊藤成美・鈴木将文 (2015) 「地理的表示保護制度に関する一考察」, 北海道大学『知的財産法政策学研究』47号に所収。
- 今村哲也 (2013) 「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題」, 独立行政法人工業所有権情報・研修館発行『特許研究』55号に所収。
- 蛭原健介 (2014) 「地理的表示『山梨』の措置について：法令により保護された日本初のワイン産地」, 明治学院大学『法学研究』第97号所収, 159-174頁。
- 蛭原健介 (2015) 「地理的表示の意義と可能性：なぜ産地をまもる制度が必要なのか」, 明治学院大学『法学研究』第99号所収, 187-202頁。
- 蛭原健介 (2016) 「フランス第3共和国におけるワイン法の成立：80周年を迎えたAOC制度の意義」, 明治学院大学『法学研究』第100号所収, 87-123頁。
- 蛭原健介 (2016) 「新しいラベル表示基準と『日本ワイン』の課題」, 明治学院大学『法学研究』第101号(上巻)所収, 46-64頁。
- 蛭原健介 (2017) 「ワインの地理的表示に関する新しい基準について：「酒類の地理的表示に関するガイドライン」の紹介を中心として」, 明治学院大学『法学研究』第102号所収, 33-55頁。
- 遠藤誠 (2011) 「中国における地理的表示の法的保護」, 知的財産研究所『知財研フォーラム』86号。
- 自治体国際化協会 (2014) 「中国における酒文化の発展と酒市場の現状」(Clair Report No. 401)。
- 高橋梯二 (2014) 「中国のワイン法：中国のワインに関する法制度」, 2014年 (<http://www.ab.auone-net.jp/~tts/Chinawinelaw.html>, 2017年2月20日最終アクセス確認)。
- 成田拓未ほか (2015) 「中国におけるワイン市場の変容とワイン製造企業の対応」, 日本農業市場学会『農業市場研究』24(2), 51-57頁。
- 廣居健 (2008) 「葡萄酒に見る中国酒の個性」, 立命館大学『立命館文學』608号, 219-229頁。
- 毛桂榮 (2015) 「中国の行政システム」, 熊ほか編著『現代中国政治概論』明石書店, 第3章。
- 毛桂榮 (2017) 「事業単位と公務員制—中国行政の一側面」, 明治学院大学『法学研究』第102号所収, 241-274頁。
- 毛桂榮 (2017) 「中国ワイン産業における「小酒庄・大産地」の発展戦略」, 明治学院

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

- 大学『法律科学研究所年報』33号所収。
- 渡部純(2016)「被災地におけるワイナリーの胎動」, 明治学院大学『法学研究』第101号(下巻)所収, 139-159頁。
- オリヴィエ・ジャケ(Olivier Jacquet)(2012)(蛭原健介訳)「20世紀初頭のフランスにおけるワインの「典型性」をめぐる議論と原産地呼称」, 明治学院大学『法学研究』第93号, 205-220頁。
- ジャスティン・ヒューズ(Justin Hughes)(2010-2011)(今村哲也訳)「シャンパーニュ, フェタ, バーボン: 地理的表示に関する活発な議論」(1-3), 北海道大学『知的財産法政策学研究』31号, 32号, 33号, 2010年10月~2011年3月に所収。
- 青木正児(1964)『中華飲酒詩選』筑摩書房。
- 蛭原健介(2014)『はじめてのワイン法』虹有社。
- 君嶋哲至監修(2009)『ワイン完全ガイド』池田書店。
- 児島速人(2017)『ワイン教本2017年度版』イカロス出版。
- 小泉武夫(1989)『発酵: ミクロの巨人たちの神秘』中公新書。
- 蔡毅(2006)『中国の酒文化: 君当に酔う人を恕すべし』農山漁村文化協会。
- 清水健一(1999)『ワインの科学』講談社(2016年11刷)。
- 下定雅弘(2014)『精選・漢詩集: 生きる喜びの歌』筑摩新書。
- 串田久治・諸田龍美(2015)『漢詩酔談: 酒を語り, 詩に酔う』大修館書店, 2015年。
- 高橋梯二(2015)『農林水産物・飲食品の地理的表示』農山漁村文化協会。
- 高橋梯二・池戸重信(2006)『食品の安全と品質確保: 日米欧の制度と政策』農山漁村文化協会。
- 中村喬編訳(1991)『中国の酒書』平凡社。
- 花井四郎(1992)『黄土に生まれた酒: 中国酒, その技術と歴史』東方書店。
- 日本国際知的財産保護協会(2012)「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際動向に関する調査研究」。
- 濱野吉秀(2016)『ワインの「鬼」: 有機葡萄六十年の軌跡』(第十章「未完の中国ワイン」)筑摩書房。
- 弘兼憲史(2000)『知識ゼロからのワイン入門』幻冬舎。
- 前田琢磨(2010)『葡萄酒の戦略: ワインはいかに世界を席卷するか』東洋経済新報社。
- 山下範久(2009)『ワインで考えるグローバリゼーション』NTT出版。
- 山本博(2009)『世界のワイン法』日本評論社。
- 山本博監修(2016)『最新・ワイン学入門』河出書房新社。
- 山本昭彦(2016)『これが最後のワイン入門』講談社。
- ジェームスE・ウィルソン(James E. Wilson)(2010, 原著1998年)(中濱潤子ほか訳)『テロワール: 大地の歴史に刻まれたフランスワイン』, ヴィノテーク。

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

- ジム・ロウ (Jim Law) (2010, 原著 2005 年) (亀和田俊一訳) 『ブドウ畑から始まる職人ワイン造り』アールアイシー出版株式会社。
- マルク・ミラン (Marc Millon) (2015) (竹田円訳) 『ワインの歴史』原書房。
- ヒュー・ジョンソン (Hugh Johnson), ジャンシス・ロビンソン (Jancis Robinson) (2014) (山本博監修) 『世界のワイン図鑑・第7版』(The World Atlas of Wine) ガイアブックス。
- Colman, Tyler (2008), *Wine Politics: How Governments, Environmentalists, Mobsters, and Critics Influence the Wines We Drink*, University of California Press.
- Gaeta, Davide and Paola Corsinovi (2014), *Economics, Governance, and Politics in the Wine Market: European Union Developments*, New York: Palgrave Macmillan.
- Johnson, Hugh (2016), *Hugh Johnson's Pocket Wine 2017: 40th Anniversary*, Mitchell Beazley.
- Li, Zhengping (2011), *Chinese Wine*, Cambridge University Press.
- Mendelson, Richard (2011), *Wine in America: Law and Policy*, New York: Wolters Kluwer Law & Business.
- Pei, Minxin (2016), *China's Crony Capitalism: The Dynamics of Regime Decay*, Harvard University Press.
- Veseth, Mike (2011), *Wine Wars: The Curse of the Blue Nun, the Miracle of Two Buck Chuck, and the Revenge of the Terroirists*, Rowman & Littlefield Publishers.

(中国語)

- 李華・王華 (2010) 「葡萄酒産業発展の新モード：小酒庄・大産業」『酿酒科学』2010 年第 10 期に掲載。
- 李華 (2014) 「発現中国葡萄酒産業発展『新モード』」, 『中国酒』2014 年第 9 期に掲載。
- 唐文龍ほか著 (2012) 『中国葡萄酒文化』中国軽工業出版社。
- 李華・王華 (2010) 『中国葡萄酒』西北農林科学技術大学出版社。
- 管育鷹 (2012) 「我が国地理標識保護制度評述」(中国語), (原論文 2011 年) 社会科学院法学研究所のネット (<http://www.iolaw.org.cn/showArticle.aspx?id=2771>, 最終アクセス 2017 年 2 月 23 日)。

ネット資料 (中国) :

農業部農産物品質安全センターネット : <http://www.aqsc.agri.cn>

農産物地理地理的表示リスト : http://www.aqsc.agri.cn/ncpdllbz/cpcx/201702/t20170222_249974.htm (2017 年 2 月 25 日, 最終アクセス確認)

工商行政管理総局商標ネット : <http://sbj.saic.gov.cn>

地理的表示登録集計 (商標局) データ (2015 年 12 月) : <http://sbj.saic.gov.cn/tz/201601/>

中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して

t20160112_165883.html(2017年2月25日, 最終アクセス確認)

国家品質管理総局：<http://www.aqsiq.gov.cn>

国家地理表示産品保護ネット：<http://www.cgi.gov.cn>

国家地理表示産品保護ネット・寧夏ワインの産地保護資料：<http://www.cgi.gov.cn/UploadFiles/ArticleAttachment/20151123164157356.pdf> (2017年2月25日, 最終アクセス確認)

中国の国家ワイン品質検査センター：<http://www.pt9.cn>(煙台。果実酒の検査報告)

地理的表示サービスセンター：<http://www.chinapi.org>

寧夏の産地保護条例：國務院法制辦公室ネット：<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfxfg/201303/20130300385482.shtml> (2017年2月23日最終アクセス確認)

寧夏政府葡萄産業發展局・寧夏ワインネット：<http://www.nxputao.com.cn>

寧夏ワイン業界ネット：<http://www.nxvin.com>

寧夏西夏王ワイン：<http://www.xixiakingwine.com>

張裕ワイン：<http://www.changyu.com.cn>

世界のワインネット：<http://www.wine-world.com>

中国酒協会ネット：<http://www.cada.cc>

中国ワイン情報ネット：<http://www.winechina.com>